

広島県公共施設等マネジメント方策

平成26年12月

(令和3年11月全部改定)

広島県

目 次

第1編 総論

1 基本事項	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 位置付け	2
(3) 対象施設	2
(4) 対象期間	2
2 現状	3
(1) 公共建築物の現状	3
(2) インフラ施設の現状	5
(3) 施設保有量，有形固定資産減価償却率の推移	7
(4) 財政状況	8
(5) 人口減少と少子化・高齢化	9
3 これまでの取組と課題	10
(1) これまでの取組	10
(2) 課題	13
(3) 今後の中長期的な経費の見込み	14
4 管理に関する基本的な考え方	16
(1) 点検・診断等	16
(2) 維持管理・修繕・更新等	16
(3) 安全確保	17
(4) 耐震化	17
(5) 長寿命化	17
(6) 施設総量の最適化	17
(7) 県有資産の有効活用と歳入確保	19
(8) ユニバーサルデザイン化の推進	23
(9) 県産木材利用の推進	23
(10) SDGsへの貢献	24
5 取組の推進	25
(1) 推進体制	25
(2) 個別施設計画の策定	26
(3) 推進のための財源等	26
(4) 固定資産台帳の活用	26
6 取組の評価	27

第2編 公共建築物（庁舎，警察施設，学校，県営住宅，職員宿舎，その他）	
1 現状と課題	28
(1) 耐震化	28
(2) 老朽化	28
(3) 県有資産の利活用	28
2 今後の取組方針	28
(1) 点検・診断等	28
(2) 維持管理・修繕・更新等	29
(3) 安全確保	30
(4) 耐震化	30
(5) 長寿命化	31
(6) 施設総量の最適化	31
3 取組の推進	33
(1) 職員に対する意識啓発	33
(2) 施設情報管理の充実	33
(3) 国及び市町との連携	34
第3編 インフラ施設	
1 公共土木施設	35
（道路，河川，ダム，砂防，港湾・漁港，海岸，都市公園）	
(1) 現状	36
(2) 課題	36
(3) これまでの取組	37
(4) 今後の取組方針	42
2 交通安全施設	45
(1) 現状	45
(2) 課題	45
(3) 今後の取組方針	46
3 農林インフラ施設	46
（農地海岸，農地地すべり指定区域，治山施設，林道施設）	
(1) 現状	46
(2) 課題	47
(3) 今後の取組方針	48
4 自然公園	50
(1) 現状	50
(2) 課題	50
(3) 今後の取組方針	50

5 上下水道施設（工業用水道・水道用水供給水道，流域下水道）	51
（1）現状	51
（2）課題	51
（3）今後の取組方針	52

第1編 総論

1 基本事項

(1) 策定の趣旨

本県では、昭和40年代から50年代に建設された施設を多数保有しており、老朽化が進んでいることから、今後、施設の大規模修繕や更新の時期が集中して訪れることとなります。

また、本県が所有する公共建築物は耐震化が遅れており、耐震化率は全国で低順位にあることから、耐震化の推進が求められています。

一方で、県財政は、高齢化の進展等による社会保障関係費の大幅な増加や公債費の高止まりなどにより、引き続き厳しい状況にあるため、今後も、県勢発展に必要な施策を安定して推進できるよう、令和2年12月に中期財政運営方針（令和3年度～令和7年度）を策定しました。

このため、施設の修繕や更新についても、施設を必要なサービス水準で安全に持続していくために、施設全体の最適化や長寿命化を図り、最少の経費で最大の効果をもたらす施設経営が、引き続き必要となります。

併せて、これまで未利用財産の売却等による総量削減をはじめ様々な取組を行ってきましたが、一層の取組の強化が必要と考え、全庁的な共通認識の下で更なる取組を進めるため、平成26年12月に本方策を策定し、順次、施設類型ごとに個別施設計画を策定し、これら計画に基づき施設を運営管理してきました。

この間、平成30年7月豪雨災害など頻発化・激甚化する自然災害や、新型コロナウイルス危機を契機とした新しい価値観からの社会環境の変化により、本県を取り巻く環境が大きく変ぼうする中、行政に求められる役割の変化に対応した施設の改修・更新等や県有資産の有効活用の必要性が高まっています。

こうした状況の変化に対応するため、方策の内容を見直し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の更なる推進を図ることとし、本方策を改定することとしました。また、改定に当たって想定する施設の利用者には、県民や職員等に加え、グローバル社会の進展に伴い国内外から本県を訪問する多くの方々を含めるものとし、様々な施設利用者にとって快適で利用しやすい公共施設等を目指していきます。

(2) 位置付け

本方策は、「インフラ長寿命化基本計画」（平成 25 年 11 月インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）に基づく本県の「インフラ長寿命化計画（行動計画）」及び平成 26 年 4 月総務大臣通知により地方公共団体に策定要請のあった本県の「公共施設等総合管理計画」に位置付けるものです。

また、本県行政の全体方針や構想を示した基本計画である「安心▷誇り▷挑戦 ひろしまビジョン（2021▷2030）」を具体化する方策として、ビジョンと方向性を同じくするものです。

(3) 対象施設

対象施設は、公共建築物（庁舎、警察施設、学校、県営住宅等）、インフラ施設（道路、橋梁、トンネル、治山施設、上下水道施設等）、その他の県が保有又は管理する全ての建築物及びその敷地並びに構築物とします（本方策においては、これらを「公共施設等」といいます。）。

また、平成 26 年 4 月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」における「公共施設等」の定義を踏まえ、広島県公立大学法人の施設も取組の対象とします。

～公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（抜粋）～

公共施設等

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構築物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念である。なお、地方独立行政法人が保有する施設など、当該地方公共団体が所有していないが、維持管理・更新費等の財政負担を負うことが見込まれる施設を含む。

(4) 対象期間

建築物や構築物は、建設後数十年という長期間にわたって使用されるため、その管理には長期的な視点が必要となります。このことから、本方策は 10 年から 20 年先を見据えた取組の方向性を示すものとし、具体的な取組については施設類型ごとに策定する個別施設計画で示します。

また、本方策は、今後の状況の変化を踏まえて適宜見直しを行っていきます。

2 現状

(1) 公共建築物の現状

ア 財産の保有状況

令和2年度末時点で財産台帳に登録されている県有の土地が約5,399万㎡、建物が約8,100棟、延床面積が約351万㎡、公営企業（病院）及び公立大学法人も合わせると土地が約5,433万㎡、建物が約8,200棟、延床面積が約372万㎡あり、施設の維持管理・修繕等に年間約82億円^(※)の経費を要しています。

(※) 公共建築物の施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要とした点検・調査、補修、修繕等の経費の直近2か年度平均

【財産台帳登録財産】

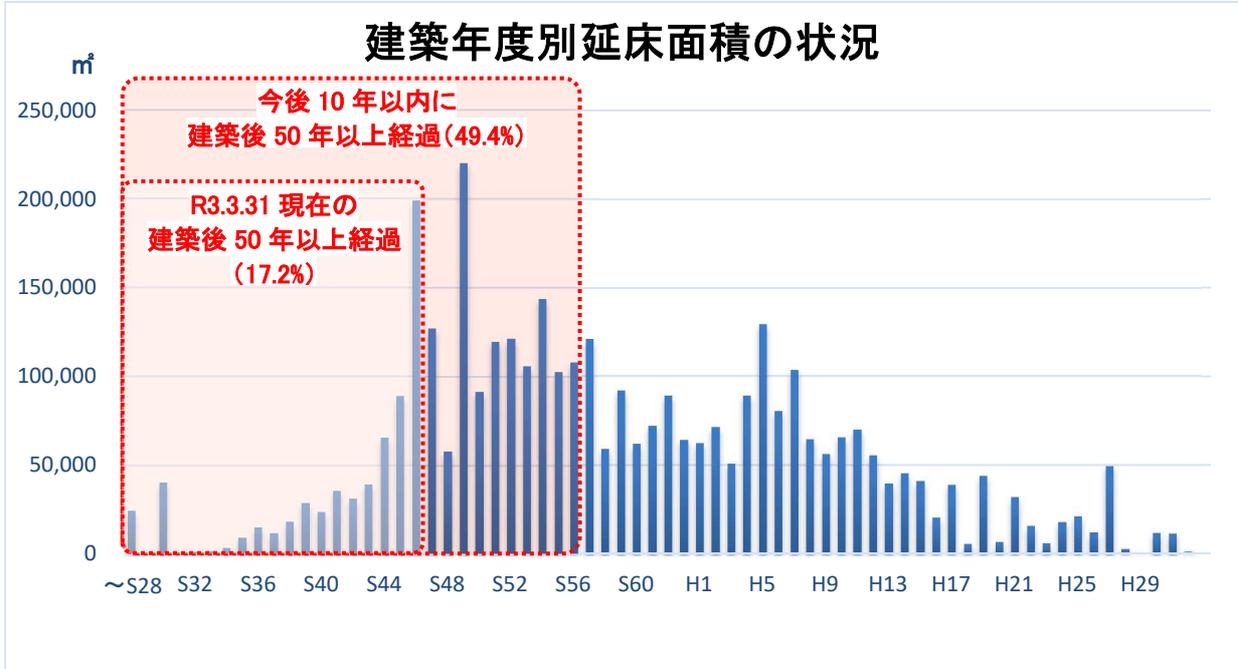
(R3. 3. 31 現在)

分類	区分		土地		建物		
			面積(㎡)	構成比(%)	延床面積(㎡)	構成比(%)	棟
行政財産	公用財産	本庁舎	47,186.43	0.1	88,525.99	2.4	18
		警察(消防)施設	624,935.62	1.2	304,519.85	8.2	1,366
		その他	272,252.89	0.5	174,785.59	4.7	248
	公共用財産	学校	4,050,880.98	7.4	1,267,202.13	34.1	2,749
		公営住宅	1,225,315.32	2.2	1,022,615.38	27.5	2,109
		公園	24,324,564.57	44.8	72,799.21	1.9	482
		その他	4,112,194.20	7.6	390,405.99	10.5	570
小計		34,657,330.01	63.8	3,320,854.14	89.3	7,542	
普通財産	職員宿舎		164,957.38	0.3	107,815.56	2.9	426
	その他		19,167,924.47	35.3	82,157.10	2.2	166
	小計		19,332,881.85	35.6	189,972.66	5.1	592
中計			53,990,211.86	99.4	3,510,826.80	94.4	8,134
公営企業(病院)			39,481.64	0.1	92,314.65	2.5	21
公立大学法人			304,506.09	0.5	117,000.30	3.1	37
合計			54,334,199.59	100.0	3,720,141.75	100.0	8,192

注 公営企業(病院)及び公立大学法人は各会計帳簿からの数量

イ 建築物の状況

多くの建物が昭和40年代から50年代に建築されており、今後10年以内に建築後50年以上経過する建物が約3,900棟（47.4%）、延床面積で約184万㎡（49.4%）あり、老朽化が進行しつつあります。



ウ 耐震化の状況

「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査」（総務省調査）では、調査対象である非木造2階以上又は延床面積200㎡超の防災拠点となる県有施設の耐震率は、令和2年10月1日現在87.6%で、社会福祉施設、文教施設などで耐震化が完了しているものの、全体では全国平均（95.6%）を大きく下回り、47都道府県中44位という低い水準にとどまっています。

県有施設の耐震化状況

令和2年10月1日現在

	全施設数	全棟数	S56以前建築の棟数	耐震診断実施の棟数							耐震化済の棟数	耐震診断実施率	改修率	耐震済棟数	耐震率	
				(E~Iの計)				改修の必要棟数								その他(未定等)
				改修の必要がない棟数(耐震性有)	R2年9月30日までに改修済	R2年度中に耐震性が確保される	R3年度以降に耐震性確保予定	改修の必要棟数	耐震化済の棟数							
D	E	F	G	H	I	J										
1 社会福祉施設	11	21	7	7	2	5				7	100.0%	100.0%	21	100.0%		
2 文教施設	85	241	105	105	10	95				105	100.0%	100.0%	241	100.0%		
3 庁舎	13	18	8	8	1	4	1	2		5	100.0%	62.5%	15	83.3%		
4 県民会館等	1	1									0.0%	0.0%	1	100.0%		
5 体育館											0.0%	0.0%		0.0%		
6 診療施設	2	6	3	3		2		1		2	100.0%	66.7%	5	83.3%		
7 警察本部・警察署等	126	151	81	34	2	28		1	3	30	42.0%	37.0%	100	66.2%		
8 消防本部・消防署所	1	4	3	3		1	2			1	100.0%	33.3%	2	50.0%		
9 その他	8	19	4	4		4				4	100.0%	100.0%	19	100.0%		
合計	247	461	211	164	15	139	3	4	3	154	77.7%	73.0%	404	87.6%		

※ 耐震診断を実施せずに改修した（予定）施設を含む。

注1 防災拠点となる公共施設等の耐震化推進状況調査（総務省）による。

注2 対象施設は非木造の2階以上又は延床面積200㎡超の建築物

注3 耐震率 = (昭和57年以降建築棟数(B-C) + 耐震性有棟数E + 耐震改修済棟数F) / 全棟数B

(2) インフラ施設の現状

ア 主要なインフラ施設の保有状況

施設区分			施設数	備考
公共土木施設	道路	橋梁	4,222橋	R2.3現在
		トンネル(ロックシェッド、スノーシェルターを含む)	174基	R2.3現在
		舗装	4,173km	R2.3現在
		道路附属物	道路照明9,499基, 道路標識21,022基, 道路情報提供装置296基	R2.3現在
	河川	排水機場	11施設	R2.3現在
		堤防・護岸	5,645km	R2.3現在
	ダム	取水・放流設備/電気通信設備/監視制御設備/観測・計測設備/放流警報設備	12基	R2.3現在
	砂防	砂防堰堤	2,110基	R2.3現在
		溪流保全工	1,671溪流	R2.3現在
		急傾斜施設	6,883施設	R2.3現在
		地すべり施設	646施設	R2.3現在
	港湾・漁港	臨港道路・橋梁	橋梁: 18橋, 舗装: 84km	R2.3現在
		岸壁・物揚場/棧橋(可動橋)	1,096施設	R2.3現在
		防波堤・導流堤	611施設	R2.3現在
	海岸	防潮水門・排水機場	7施設	R2.3現在
		防潮扉(水門・陸閘)	水門: 44施設, 陸閘: 1,831施設	R2.3現在
		堤防/護岸/胸壁	498km	R2.3現在
		海浜	13施設	R2.3現在
	都市公園	建物・運動施設(建築物・土木構造物) 大型遊具等(一般施設) 電気機械設備(各種設備)	3箇所	R2.3現在
	交通安全施設			信号機 4,049基, 道路標識 119,666本, 道路標示
農林インフラ施設	農地海岸	防潮扉	73施設	R3.3現在
		堤防/護岸	90km	R3.3現在
	農地地すべり指定区域	水路, ボーリング工	19区域(925ha)	R3.3現在
	治山施設	治山堰堤, 法枠	16,650基	H30.3現在
	林道施設	橋梁	1橋10m	R3.3現在
自然公園			52地区	R3.4現在
上下水道施設	工業用水道	浄水場	4施設	R3.3現在
		ポンプ所	6箇所	R3.3現在
		管路	155km	R3.3現在
	水道用水供給水道	浄水場	7施設	R3.3現在
		ポンプ所	15箇所	R3.3現在
		管路	345km	R3.3現在
		海底管	16本	R3.3現在
	流域下水道	処理場	3施設	R3.3現在
		ポンプ場	3施設	R3.3現在
		管路	112km	R3.3現在

注 都市公園及び自然公園の土地・建物については、財産台帳登録財産にも含まれています。

イ インフラ施設の状況

本県が管理するインフラ施設は、道路、河川などの公共土木施設、農地海岸、治山施設などの農林インフラ施設、そして、自然公園や上下水道施設などと多岐にわたっています。

これらの施設は昭和 40 年代から 50 年代にかけて整備されたものが多く、老朽化対策が急務の課題となっています。

施設の老朽化の状況については、建設後 50 年以上が経過している施設^(※1)の割合が高いものとして、公共土木施設では橋梁 54%、トンネル 20%、砂防堰堤約 71%、他のインフラ施設では、農地海岸の防潮扉 71.9%、堤防/護岸 62.1%、工業用水道（管路）23.9%となっています。また、林道施設は 1 橋梁ですが、既に 50 年以上が経過しています。

また、これら施設の維持管理・修繕等に年間約 218 億円^(※2)の経費を要しています。

(※1) アの表中の時点のもの。

(※2) 主要なインフラ施設の施設、設備、構造物等の機能の維持のために必要とした点検・調査、補修、修繕などの経費の直近 2 か年度平均。ただし、修繕等に併せて改修や更新も一体的に行っている一部の施設についてはそれらの経費も含んでいる。

(3) 施設保有量，有形固定資産減価償却率の推移

ア 施設保有量の推移

「公共施設状況調経年比較表」（総務省調査）によると，本県の主要な施設について，施設保有量は平成30年度で6,350万㎡であり，平成26年度から平成30年度の5年間はほぼ横ばいで推移しています。

施設保有量の推移

(単位:㎡)

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	対H26
1道路	36,272,750	36,282,139	36,287,403	36,293,006	36,302,852	0.08% ↑
2公園	24,325,226	24,325,226	24,325,226	24,325,226	24,325,226	—
3高等学校※	1,249,570	1,255,803	1,255,508	1,261,198	1,261,793	0.98% ↑
4公営住宅※	1,043,900	1,045,649	1,042,492	1,028,882	1,027,603	1.56% ↓
5庁舎・職員宿舎※	317,267	313,452	307,060	306,952	306,813	3.30% ↓
6陸上競技場・野球場	99,029	99,029	99,029	99,029	99,029	—
7体育館※	65,784	65,784	65,784	65,784	65,784	—
8博物館等	88,245	88,245	88,245	88,245	88,245	—
9県民会館等※	22,719	22,719	22,719	22,719	22,716	—
合計	63,484,490	63,498,046	63,493,466	63,491,041	63,500,061	0.03% ↑

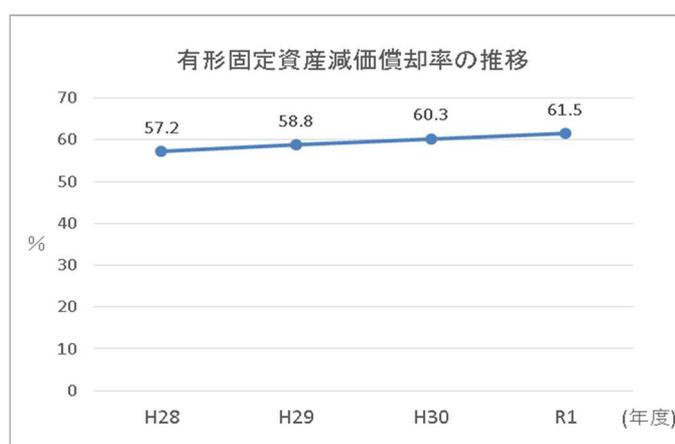
注1 総務省調査の方法による集計値のため，本県の財産台帳と数値が異なる。

注2 ※印の施設は延床面積を計上

イ 有形固定資産減価償却率の推移

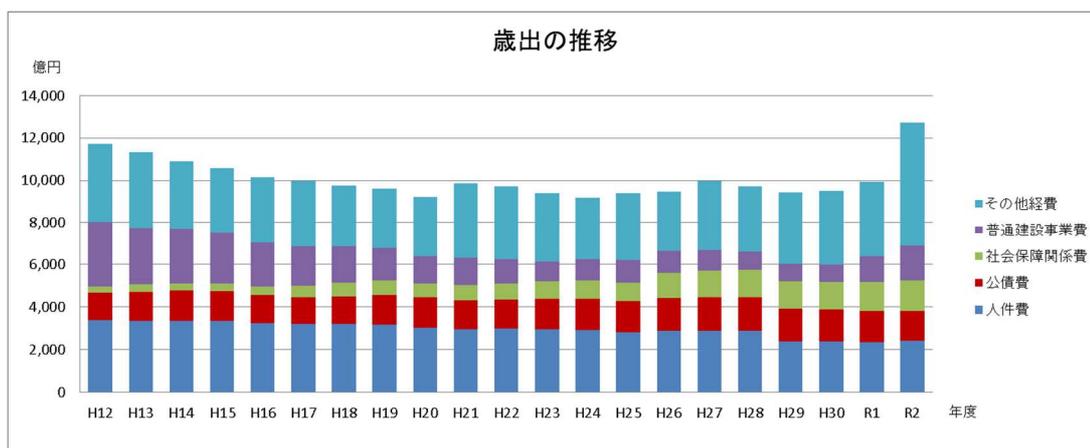
有形固定資産減価償却率（資産老朽化比率）は，有形固定資産のうち，土地以外の償却資産（建物や工作物等）の取得価格に対する減価償却累計額の割合のことで，耐用年数に対して資産の取得からどの程度経過しているのかを表したものです。

本県では，平成28年度の57.2%から，令和元年度には61.5%へ推移しています。この数値は，長寿命化の取組の成果を精緻に反映するものではないため，比率が高いことが直ちに建替えの必要性や将来の追加的な財政負担の発生を示しているものではありませんが，施設の老朽化が進行しているため，計画的に修繕・更新費用を確保することが重要です。



(4) 財政状況

本県財政は、社会保障関係費の増加や公債費の高止まりにより、依然として厳しい財政状況が続いている中、新型コロナウイルス感染症の影響による経済の低迷に伴う県税収入の大幅な減少などにより、今後、更に厳しさを増すことが見込まれ、施設の修繕や更新に充てる経費の大幅な増額は困難な状況です。



※「広島県の財政状況(令和3年5月31日公表)」から作成

今後の財政収支見通し

(単位: 億円)

区 分		R2 (当初予算)	R3	R4	R5	R6	R7
歳 入	1 県税・地方消費税清算金・地方譲与税	5,203	4,813	4,915	5,004	5,082	5,150
	2 地方交付税・地方特例交付税	1,743	2,051	2,054	2,027	2,008	1,993
	3 国庫支出金	1,446	942	908	856	822	847
	4 県債	1,429	1,069	1,040	994	965	976
	5 その他	1,084	773	754	757	746	743
歳 入		10,905	9,648	9,671	9,638	9,623	9,709
一般財源※1		5,800	5,803	5,865	5,893	5,922	5,948
歳 出	1 法的義務負担経費	3,660	3,673	3,723	3,772	3,824	3,910
	2 経常的経費	3,873	3,867	3,849	3,833	3,802	3,737
	人件費	2,449	2,393	2,384	2,380	2,372	2,337
	公債費	1,424	1,474	1,465	1,453	1,430	1,400
	3 政策的経費	3,372	2,108	2,099	2,033	1,997	2,062
平成30年7月豪雨災害対応分を除いた政策的経費		2,336	1,853	1,888	1,935	1,967	2,041
うち一般財源の額※2		860(761)	674	688	705	720	747
歳 出		10,905	9,648	9,671	9,638	9,623	9,709

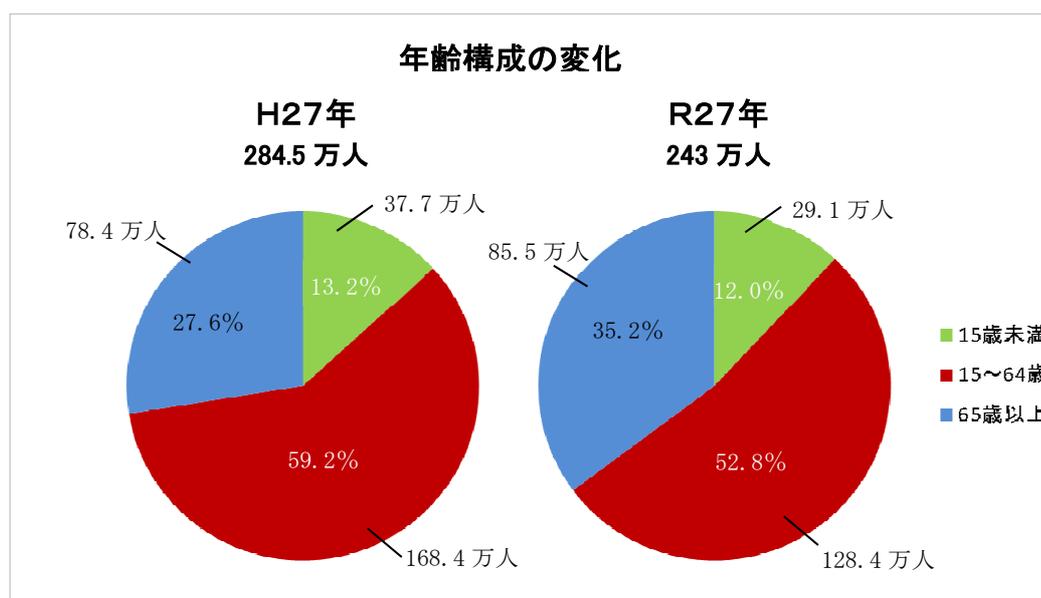
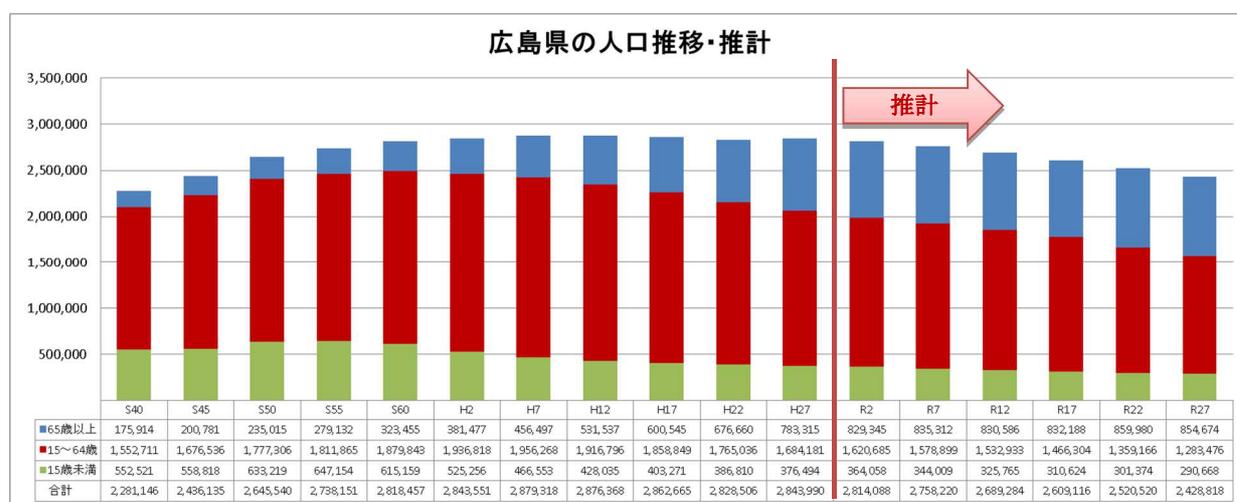
※1 一般財源は、県税(地方消費税精算後)、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金等、臨時財政対策債としている。
 ※2 R2年度におけるうち一般財源の額のカッコ内の額は、財源調整的基金等の活用前の額。

※「中期財政運営方針 5今後の財政収支見通し」から作成

(5) 人口減少と少子化・高齢化

国立社会保障・人口問題研究所公表の「日本の地域別将来推計人口（平成 30 年推計）」によると，広島県の人口は令和 27 年には平成 27 年比で約 41.5 万人（14.6%）減少し約 243 万人となることが見込まれています。

年齢別で見ると，15 歳未満の年少人口が約 8.6 万人（22.8%）減少し，15 歳から 64 歳の生産年齢人口が約 40 万人（23.8%）減少する一方，65 歳以上の老年人口が約 7.1 万人（9.1%）増加し，少子化・高齢化が一層進んでいく見込みであり，生産年齢人口の減少に伴う税収の減少が懸念されます。



3 これまでの取組と課題

(1) これまでの取組

ア 施設総量の最適化

公共建築物の土地と建物について、未利用財産の売却等や効率的な施設運用に計画的に取り組んだ結果、平成 25 年度末と令和 2 年度末を比較すると、次のとおり、施設総量の削減が図られています。

【公共建築物の土地・建物の保有状況の経年比較表】

種目	土地 (㎡)		建物			
			延床面積 (㎡)		棟数	
行政財産 (庁舎, 警察施設, 警察待機宿舎, 学校, 公営住宅, 公園 等)	R2	34,657,330	R2	3,320,854	R2	7,542
	対 H25	▲883,395 (▲2.49%)	対 H25	▲9,993 (▲0.30%)	対 H25	▲184 (▲2.38%)
普通財産 (職員公舎, 教職員公舎 等)	R2	19,332,881	R2	189,972	R2	592
	対 H25	▲353,336 (▲1.79%)	対 H25	▲43,736 (▲18.71%)	対 H25	▲168 (▲22.11%)
計	R2	53,990,211	R2	3,510,826	R2	8,134
	対 H25	▲1,236,731 (▲2.24%)	対 H25	▲53,729 (▲1.51%)	対 H25	▲352 (▲4.15%)

※ 公共建築物の土地・建物について、平成 25 年度末現在（方策策定時）と令和 2 年度末現在の財産台帳登録数量を比較した。

(ア) 未利用財産の売却等

平成 12 年度から推進組織を設置し、未利用となった県有財産を売却し、総量の削減を図っています。

それに伴い、平成 22 年度から令和元年度までの 10 年間で約 172 億円の売却収入を得ています。

未利用財産の売却実績

年 度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	計
件数 (件)	31	41	30	36	24	32	33	31	21	25	304
面積 (㎡)	54,497	34,997	52,322	33,729	31,665	63,450	35,368	37,139	24,350	146,196	513,713
金額 (百万円)	858	1,760	1,304	1,198	1,859	1,185	461	771	462	7,337	17,195

(イ) 効率的な施設運用

地方機関の再編に伴う地方機関庁舎の廃止、県営住宅の集約、利用度の

低い公舎・独身寮の用途廃止などを実施してきました。

平成 16 年度から令和 2 年度までの間で地方機関庁舎 6 庁舎（大柿，吉田，世羅，芸北，海田，竹原）を廃止，知事部局の職員宿舎 922 戸を用途廃止（うち 207 戸は警察本部等に所管替等）しています。

また，本方策策定後から令和 2 年度末までに，3 つの地方機関庁舎（呉，福山，庄原）において施設内の建物の集約を行い，県営住宅 6 施設や，警察の職員宿舎 36 施設において，建物を集約する等の取組を行っています。

イ 耐震性の確保

県民が利用する施設（学校，福祉施設，医療施設など）や防災拠点となる施設（庁舎，警察署など）を重点的に耐震化してきました。

具体的には，県立学校（高等学校，特別支援学校）について，平成 27 年度に，4 つの地方機関庁舎（尾道庁舎，東広島庁舎，廿日市庁舎第 1 庁舎及び東部建設事務所三原支所）について，令和 2 年度に耐震化が完了しています。

また，県庁舎については令和 3 年度，警察署については令和 5 年度に耐震化が完了予定である等，順次，取組を進めています。

なお，県営住宅については，既に耐震化率は 100%となっています。

ウ 施設の長寿命化

（ア）中長期保全計画の作成

公共建築物では，計画的な修繕を実施し，建物の長寿命化を図るため，データベース等を活用した中長期保全計画の策定を進めてきました。

庁内において確認した 853 施設中 576 施設（67.5%）について，令和 2 年度末までに策定済となっています。

また，インフラ施設においても，「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」に基づき，主要な施設分類ごとに修繕方針策定に取り組んでいます。

（イ）日常点検の推進

公共建築物では，施設を適切に維持管理するために日常的な点検・修繕が不可欠であることから，専門知識のない施設管理担当者でも点検・修繕ができるように，施設や設備ごとの日常点検の実施方法・ポイント，異常発見時の対処方法，簡易な保全方法などをマニュアル化した「施設管理の手引き」や「広島県施設点検マニュアル」を策定し，施設管理者に提供しています。

施設管理者は，これらを活用するなどして，令和 2 年度末に確認した 853 施設中 624 施設（73.2%）において日常点検を実施しており，居住者が点検を行う職員宿舎を除くと，626 施設中 617 施設（98.6%）で日常点検を実施しています。

また，インフラ施設においても，主要な施設分類ごとの修繕方針等に基づき，定期的な保守点検や巡視点検を実施し，施設の劣化・損傷等の早期発

見に取り組んでいます。

(ウ) 施設管理・保全業務への支援

施設管理者が行う施設管理・保全業務の支援策として、施設管理者を対象に施設管理業務研修を実施しています。

また、施設管理業務委託の適正な事務処理を支援するため、「施設管理の手引き」や質疑応答集等を作成し、職員がいつでも確認できるよう、要綱や仕様書等の関係文書等と併せて庁内での情報の共有を図っています。

エ 維持管理コストの縮減

(ア) 施設管理経費の節減

施設管理業務委託契約について、施設管理業務委託事務処理要綱を定め、一般競争入札の拡大や長期継続契約の徹底を図るとともに、清掃、警備、設備点検等 19 種の業務について、標準的な仕様書、積算基準を定め、適切な維持管理業務の執行と経費の節減を図ってきました。

【県有施設の施設管理経費の節減】

見直し前契約額	見直し後契約額	増減額	増減率
1,936,962 千円	1,677,773 千円	▲259,189 千円	▲13.4%

(イ) 省エネルギー対策

県庁北館の執務室などの照明の LED 化をはじめ、耐震改修工事に合わせた本館、南館及び議事堂の照明の LED 化や昼休みの消灯などの節電に取り組むとともに、空調の運転管理の見直しなどのピークカットによる電気料金の節減を図ってきました。

【県庁舎の耐震改修工事前後の LED 化率】

平成 30 年度末時点 (耐震改修工事前)	令和 3 年度末時点 (見込) (耐震改修工事後)
約 15.0%	約 49.4%

オ 施設を活用した歳入確保

(ア) 行政財産の貸付け

平成 18 年度の地方自治法改正により行政財産の余裕スペースについて貸付けが行えるようになったことなどから、自動販売機の設置場所を貸し付けるなど行政財産の貸付けを行ってきました。

(イ) 広告

広島県立文化芸術ホールなどへのネーミングライツの導入等により広告収入を得てきました。

【施設を活用した歳入確保の実績】

(単位：百万円)

事業内容	令和2年度	平成28年度～令和2年度の5年間の計
行政財産の貸付け（自動販売機設置場所， 県庁外来者駐車場，食堂 など）	187	1,092
普通財産の貸付け（財産管理課所管分）	61	381
広告（ネーミングライツ，壁面広告など）	20	137
計	268	1,610

カ データベースの構築

公共建築物について，施設の建築年度，設備概要や維持管理費等の情報を一元的に管理できるデータベース^(※)を平成23年度に構築しました。

平成25年度までに延床面積500㎡以上の建物約1,000棟について基本情報の登録をしており，知事部局の施設を中心とした110棟については現地を調査し，設備の劣化状況などの詳細情報についても登録し，施設改修費の見込額の算出などに利用してきました。

(※) データベースシステムは，一般財団法人建築保全センターが管理運営する「保全マネジメントシステム(BIMMS:ビームス)」を使用しています。

(2) 課題

ア 耐震化

県民利用施設（福祉施設，医療施設など）及び防災拠点となる施設（庁舎，警察署など）において，耐震性の確認・確保がされていない施設が残っており，これらの早急な耐震化等が必要です。

イ 老朽化

多くの公共建築物やインフラ施設で老朽化が進んでおり，今後の大規模改修，施設点検や修繕に必要となる労力や維持管理費の増大が見込まれます。

それぞれの利用状況や老朽度などを考慮し，利用見込のない施設は統廃合を行うなど，引き続き，施設総量の最適化の取組を行う必要があります。

今後も継続的に利用する施設については，計画的な保全の実施による長寿命化や維持管理コストの縮減について一層の取組が必要です。

なお，近年，デジタル技術が急速に進展していることから，公共施設等においても，これを活用した効率的で効果的な維持管理を行う必要があります。

ウ 県有資産の利活用

これまでに、利用見込のない資産のうち、売却見込があるものについて売却を進めた結果、高額の売却が期待できる物件は減少しており、今後も、物件売却による歳入を確保し続けていくことは難しい状況です。

このような中で、これからは保有する県有資産を有効に活用し、物件売却以外での歳入確保にも取り組む必要があります。

エ 持続可能な社会や環境の実現

2016（平成 28）年から SDGs（持続可能な開発目標）がスタートし、地方公共団体においても持続可能な社会や環境の実現への取組が求められています。

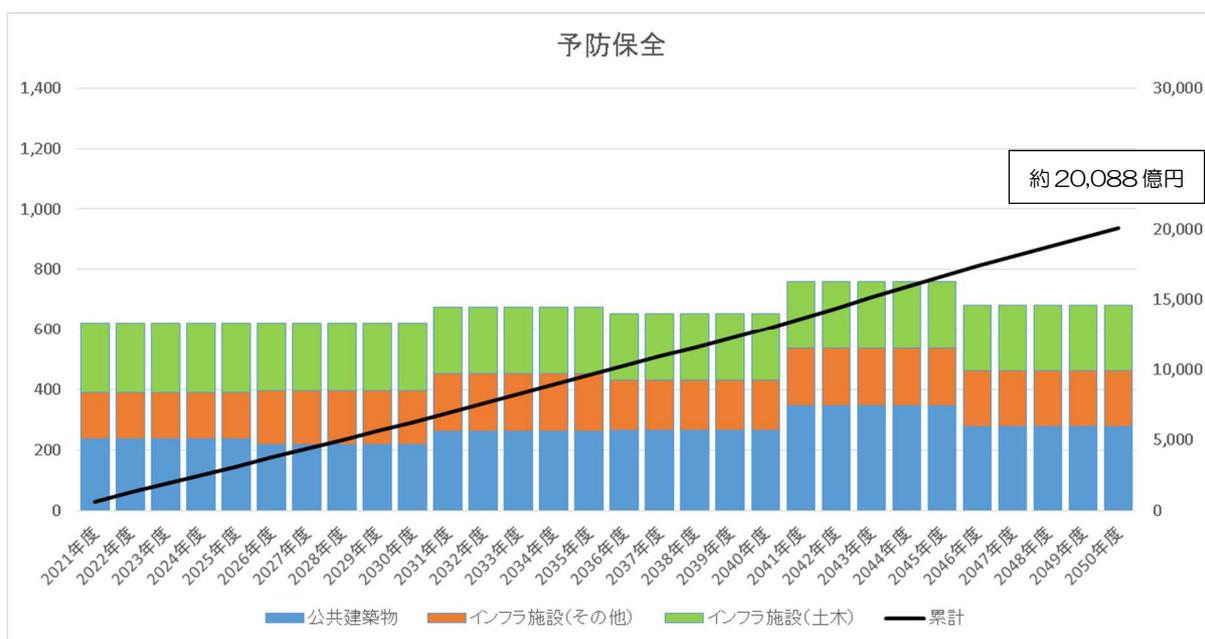
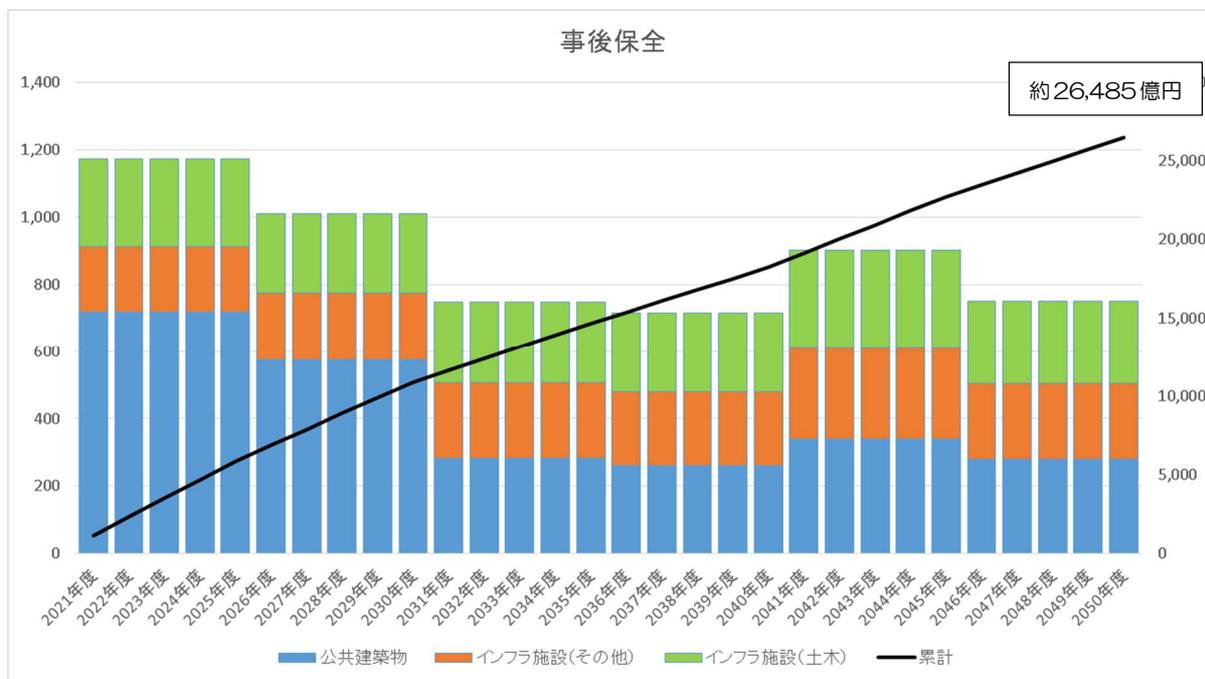
オ 担い手不足

公共建築物やインフラ施設を適切に維持管理するには、習熟した技術者の確保が必要ですが、少子化・高齢化の進行に伴い、担い手不足が顕在化しています。こうした課題の解決に向けて、デジタル技術の活用などの新しい取組等が必要とされています。

（3）今後の中長期的な経費の見込み

公共建築物及びインフラ施設について、一定の条件の下、今後 30 年間（推計期間：2021（令和 3）年度～2050（令和 32）年度）に見込まれる改修や建替えに係る費用を試算した結果、長寿命化対策等を実施した場合（予防保全）は総額で約 20,088 億円、単純更新した場合（事後保全）は総額で約 26,485 億円となり、長寿命化対策等を実施することによって、30 年間で約 6,397 億円の経費の縮減となりました。

公共建築物及びインフラ施設の老朽化が更に進み、更新費用等の増大が見込まれることから、引き続き、計画的な予防保全により管理、修繕及び改修を行うことで、中長期的な経費の縮減を図る必要があります。



【試算における主な条件】
 原則、下記の条件とし、インフラ施設等の個別施設計画がある場合は、その計画に基づく試算とする。

- 耐用年数
耐用年数を一律に標準的な「50年」と仮定し、長寿命化工事を実施することで、使用可能年数を「50年」から「70年」に20年間延長すると仮定
- 改修等工事費
「保全マネジメントシステム」及び「総務省更新費用等試算ソフト」の単価表を用いて、改修等工事費及び更新費を試算

※ 試算結果は、一定の条件の下、中長期的な経費の規模を試算したものであり、施設ごとの劣化状況や長寿命化工事の進捗状況等により変更するものであることに留意が必要。

4 管理に関する基本的な考え方

今後の人口減少や厳しい財政状況、また、様々な情勢が不透明な中においても、施策の推進と財政面への影響とのバランスを取りながら、県勢発展に必要な経営資源である県有資産が将来にわたって適切に確保されている状態を目指し、県有資産のマネジメントに取り組みます。

限りある財源を「適切な選択」を行って「適切な集中」により投資し、役割や機能等を検証し、今後とも必要性が認められる施設については、必要なサービス水準を保ちながら安全に維持していくために、中心とする5つの方向性を定め、(1) から (10) までの取組を行います。

【中心とする5つの方向性】

- ① 計画的な保全実施による施設の長寿命化
- ② 維持管理コストの縮減
- ③ 施設総量の最適化
- ④ 持続可能な社会・環境の実現への貢献
- ⑤ 県有資産の有効活用の加速化

(1) 点検・診断等

【方向性】①, ② 関連

公共建築物について、建築基準法第12条に基づく定期点検のほか、指定管理者や施設管理業務委託業者による設備・機器の点検、庁舎管理担当者による日常点検等を実施し、インフラ施設についても、維持管理業務委託業者や専門業者による巡回や定期点検を実施して、異常、損傷及び劣化の有無等の早期発見に努めるとともに、点検結果を記録・整備します。

また、ドローン技術や赤外線調査など、効果的で効率的な維持管理につながるデジタル技術の積極的な活用に取り組みます。

(2) 維持管理・修繕・更新等

【方向性】①, ② 関連

今後も継続して利用する施設について、計画的な予防保全による管理や修繕を行うことで施設の長寿命化を推進するとともに、光熱水費や施設管理業務委託料等の節減の見直しを随時行い、トータルコストの縮減を図ります。このうち特に照明器具については、政府目標の令和12(2030)年度まで^(※)に、省エネルギー効果や費用縮減効果が大きく、環境への負荷が少ないLED照明への改修率100%を目指します。

また、大規模改修や更新の実施に当たっては、計画的に実施時期を調整するな

ど、費用負担の平準化を図ります。

(※) 政府が「新成長戦略」や「エネルギー基本計画」(平成22年6月閣議決定)において、LED照明等の高効率次世代照明について、「2020年までにフロー(出荷段階)で普及率100%、2030年までにストック(設置段階)で普及率100%」とする目標を掲げている。

(3) 安全確保

【方向性】① 関連

点検・診断等により、施設の状態を日常的に正確に把握するとともに、危険性が認められた箇所については早急に立入禁止など必要な安全対策を講じた上で、保全計画を前倒した改修、更新等の対応を検討します。また、当該箇所の利用状況や危険性の度合い等によっては、建物の用途廃止等も検討します。

(4) 耐震化

【方向性】① 関連

本県においても、南海トラフ地震等の大規模地震による甚大な被害の発生が予測されています。今後も継続して利用する公共建築物については、災害発生時に施設利用者及び職員の生命を守るとともに、救援活動や復旧活動等が円滑に行えるよう、引き続き、計画的に耐震改修を実施します。

インフラ施設についても、「広島県強靱化地域計画」などにに基づき、大規模地震等の発生時に県民の生命が保護され、また、避難誘導や緊急輸送等の体制が確保できるよう、引き続き、計画的に耐震補強や老朽化対策の取組を実施し、安全性の向上を図ります。

(5) 長寿命化

【方向性】①, ② 関連

本県の多くの公共建築物やインフラ施設で老朽化が進行しています。今後も継続して利用する施設については、中長期保全計画を策定し、計画的な予防保全による管理や修繕を行うとともに、修繕や改修の際にはより耐久性や強度が高い設備機器資材を選定するなど、施設の長寿命化に取り組みます。

(6) 施設総量の最適化

【方向性】②, ③, ⑤ 関連

本県の将来推計人口の減少を踏まえ、維持すべき施設、廃止すべき施設などの選択により、現在の延床面積^(※1)を目安に施設総量の最適化を図ることとし、県有施設利活用推進会議^(※2)において具体的な方法等を検討し取り組んでいきます。

(※1) 参考：令和3年3月31日時点の知事部局の財産台帳登録建物の延床面積3,511千㎡

(※2) 県有施設利活用推進会議：県有施設の利活用に係る取組を推進するために設けられた部局横断の会議。総務局財務部長を議長とし、全ての幹事課と関係課で構成され、これまでに個別施設計画の策定に係る調整などを行ってきている(詳細は25ページ)。

この目標を踏まえ、定期的に全庁的に保有している土地や建物等の資産の現状把握（以下「資産のたな卸し」という。）を実施し、土地を含む施設総量を把握します。併せて財産台帳を整備し、適正に管理します。

また、これによって得られた情報を分析し、本県の人口減少の見通しや、社会情勢及び県民ニーズの変化等を踏まえつつ、施設ごとに異なる役割、特性及び必要性などの状況に応じた適正な施設総量となるよう、施設の機能移転や統廃合等について、適宜、確認・検討しながら最適化を図ります。

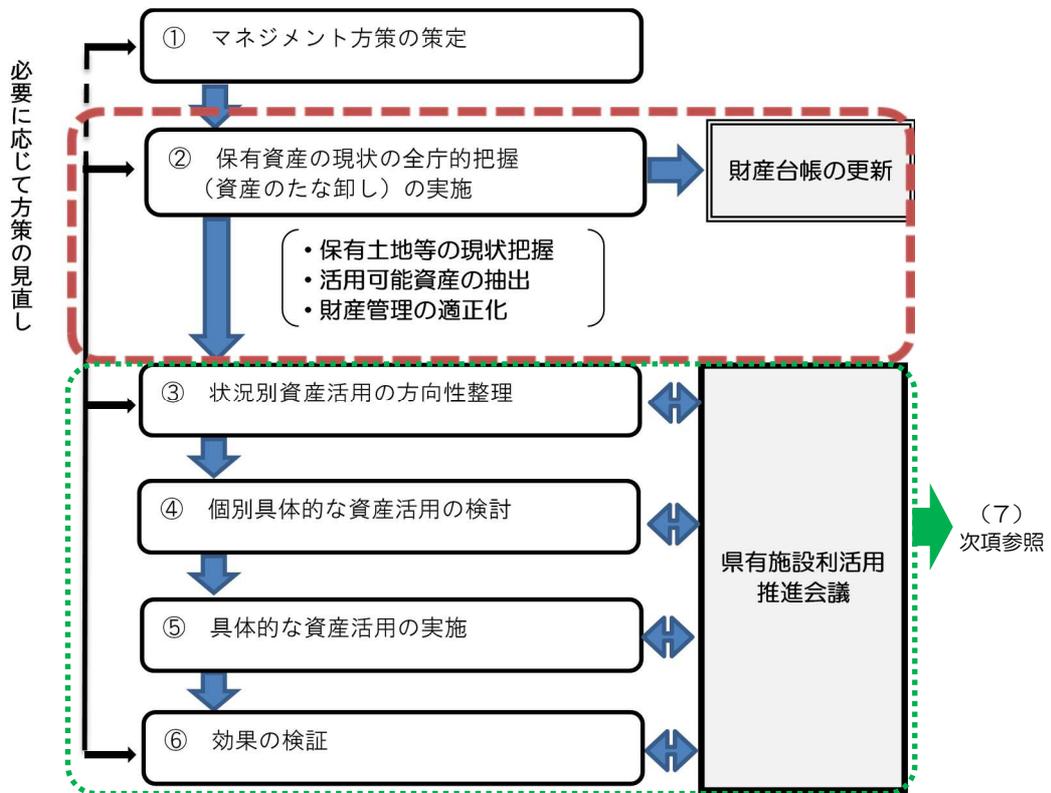
【資産の現状把握（資産のたな卸し） 調査基準日：年度末現在】

次の項目例のチェックシートを財産管理者が自主点検することにより、財産が適正に管理され、有効に活用されているかを確認します。

《チェックシートの項目の設定例》

- ・ 財産台帳に未登録のまま、財産が増減していないか。
- ・ 余剰スペースが多い建物や利用・活用がされていない土地がないか。
- ・ 無償貸付けや使用料減免を前例踏襲で処理していないか。

【資産活用のフロー】



※ 活用可能資産

未利用・低利用の資産のうち、今後の利用用途が決まっておらず、当該資産の所管部局内において、他部局等での利用、売却、貸付などで活用可能と判断したもの。

(7) 県有資産の有効活用と歳入確保

【方向性】②, ③, ⑤ 関連

本県ではこれまで施設の集約化を行い、利用見込のない資産は入札等により売却や貸付けに積極的に取り組み、歳入確保に努めてきました。

こうした取組の結果、高額での売却が期待できる物件が減少し、安定的な歳入の確保が難しい状況になってきています。

更に、新型コロナウイルス感染症への集中的な対策等のため、今後より一層厳しい財政状況が続くことが見込まれる中、これまでの取組を継続する一方、未利用・低利用資産の洗い出しを強化し、資産の性質に応じて、新しい視点から有効活用策を検討し、資産の有効活用と歳入確保について取組を加速させていく必要があります。

ア 未利用・低利用資産の洗い出しと資産活用の検討

資産のたな卸しを実施し、抽出された未利用・低利用の資産のうち、今後の利用用途が決まっておらず、各部局内において、他部局等での利用、売却、貸付け等で活用可能と判断したもの（以下「活用可能資産」という。）については、相対的な評価を行った上で、資産活用の方向性を整理します。

整理後は、この方向性を踏まえ、個別具体的な資産活用を検討し、これを実施します。実施後は資産活用の効果を検証し、必要に応じて、方策の内容の見直しに反映させていきます。

(ア) 状況別の基本的な資産活用の方向性整理

資産のたな卸しで明らかになった活用可能資産については、公共性・公用性における将来性・有為性と市場価値の2つの評価軸による考え方や、取得及び利用の経緯を踏まえ、県有施設利活用推進会議での協議を経た上で、庁内利用、売却、貸付け、その他（活用未定）の4つの活用の方向性を整理します。

(イ) 具体的な資産活用の検討・実施

整理された活用の方向性に基づき、当該資産に応じて、一時貸付け、使用許可、定期借地の利用、定期借家の利用等、多様な活用方法を検討し、最適な資産活用を決定の上、これを実施します。

〔将来性・有為性と市場価値の2つの評価軸の考え方〕

① 将来性・有為性の評価軸

本県の施策や事業を展開する上で、当該資産を将来的に活用する見込み（将来性）や、他では代替できない地域性や拠点性を有しているなど、本県にとって必要な経営資源である度合い（有為性）

② 市場価値の評価軸

保有資産が所在する地域、面積・形状などの各々の特長や特性が、経済市場において評価される価値の度合い

〔一般的な4つの類型〕

① 将来性・有為性も高く、市場価値も高い。

定期借地権の設定により、事業提案型公募を実施する等、民間活用を図り安定的な収益源を確保するのに適している。

② 将来性・有為性は高いが、市場価値が低い。

用途転換を図り、他の公共施設の建替用地としての活用や定期借地権の設定、又は一時貸付けなどによる民間活用に適している。

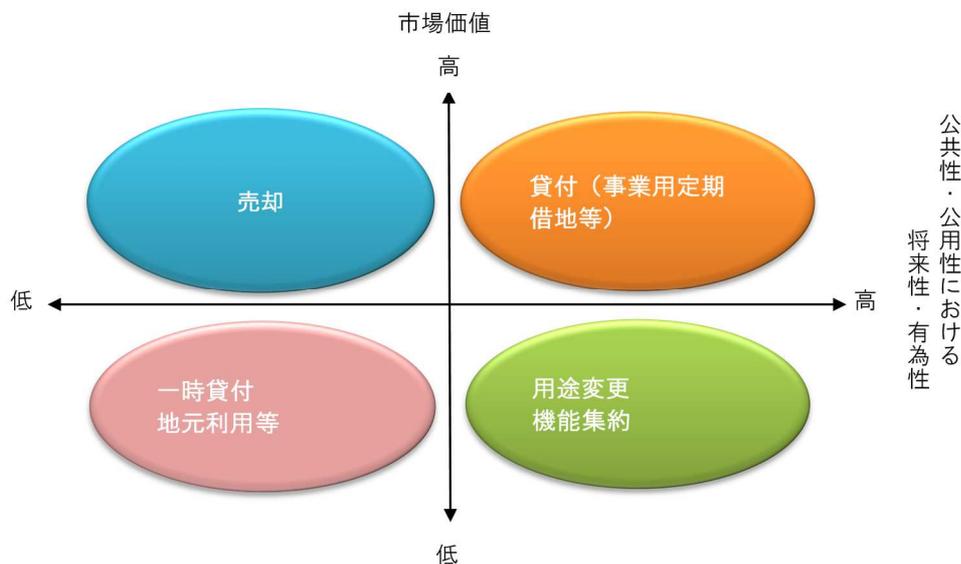
③ 将来性・有為性は低いが、市場価値が高い。

民間売却に適している。

④ 将来性・有為性も低く、市場価値も低い。

地元利用や一時貸付けに適している。

【将来性・有為性と市場価値との評価軸による分類整理】



イ 県有資産イノベーション

県有施設について、時代の流れに伴う県民のニーズの変化に対応するため、地域の街づくりに積極的に関与し、エリアの特色に応じた機能の提供を図っていきます。機能の提供には、歳入が確保できる手法を検討します。

また、県有資産活用取組に当たり、民間で実施する方が目的達成に効果的であるもの、収益面で民間参入の見込みがあり歳入確保が図られるもの、民間参入が地域の活性化につながるものの場合、PPP や PFI 及びサウンディング調査^(※)の導入を検討し、コストの縮減や歳入確保に努めます。

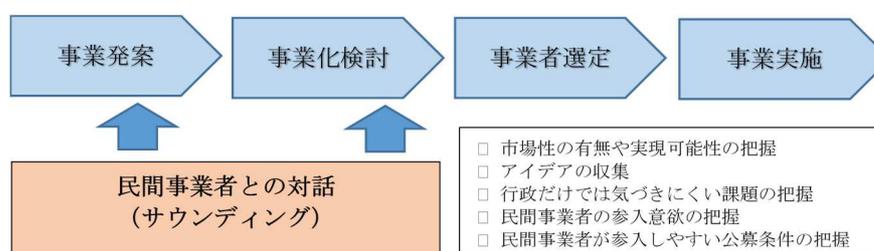
【今後の取組予定】

- 広島県新動物愛護センター（三原市本郷町）の整備を、PFI 法に基づく事業として実施します。

事業方式	BTO 方式（選定事業者が施設の設計、建設を行った後、県に所有権を移転し事業期間終了までの間、施設の維持管理を行う方式）
事業スケジュール	設計・建設期間：令和3年6月～令和5年3月 維持管理期間：令和5年4月～令和19年3月

(※) 【サウンディングとは】

事業発案段階や事業化検討段階において、事業内容や事業スキーム等に関して、直接の対話により民間事業者の意見や新たな事業提案の把握等を行うことで、対象事業の検討を進展させるための情報収集を目的とした手法である。また、事業の検討の段階で広く対外的に情報提供することにより、当該事業に対する民間事業者の理解の促進や参入意欲の向上を期待するものである。



「地方公共団体のサウンディング型市場調査の手引き（概要）」
（平成30年6月 国土交通省総合政策局）から抜粋

ウ 無体物の適正管理と有効利用

職務上創出し県に帰属する技術、発明、品種及び著作物等の無体物も県有資産であることから、各関係法令を遵守し、財産台帳に登録した上で、適切に管理します。また、これら無体財産を利用した商機がある場合は、機会を逸することなく利用してもらい、歳入の確保を図ります。

【今後の取組予定】

- 利用が見込まれる知的財産は早期に権利化します。
- 総合技術研究所においては、職員が顧客とのコミュニケーションを強化するために、民間企業等を訪問して、特許等の内容を説明するとともに、相手方のニーズを把握するなどして、特許等の利用を促進し、実施料の確保に取り組みます。

【無体財産の実施許諾状況】

種目	権利名称（一例）	延べ許諾件数
特許権	・植物組織への酵素急速導入法【特許第 3686912 号】 ・アスベスト検出剤、アスベスト検出キット及びアスベスト検出方法【特許第 6781441 号】 など	618
育成者権	・広島 21 号(稲)【第 9301 号】 ・イエローベル（かんきつ）【第 21709 号】 など	46
商標権	・広島もみじ酵母（図形，標準文字） 【商標登録第 5687630 号】【商標登録第 5694178 号】	6

※平成 16 年度から令和 2 年度までの実績

エ 広告等

現在 2 施設（広島県立文化芸術ホール，広島県総合グランド）で実施しているネーミングライツについて、公共施設に限らず、インフラ施設等を含めた幅広い県有資産を対象に導入の可能性を検討します。また、ネーミングライツ以外の県有資産を活用した広告等の収入の拡大を図ります。

【今後の取組予定】

- 次の県有施設等へネーミングライツの導入，又は導入を検討します。
 - ・ボートパーク福山（福山市新涯町）
 - ・広島県立びんご運動公園（尾道市栗原町）
 - ・広島県立みよし公園（三次市四拾貫町）
 - ・広島県新動物愛護センター（三原市本郷町） 等

(8) ユニバーサルデザイン化の推進

【方向性】④ 関連

施設の整備等を行う際には、「福祉のまちづくり条例」（平成7年広島県条例第4号）、「ユニバーサルデザインひろしま推進方針」（平成14年3月策定）及び「ユニバーサルデザイン2020行動計画」（ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定）における「ユニバーサルデザインの街づくりの考え方」を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず、誰もが安全・安心で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインへの対応を進めます。

～ユニバーサルデザインひろしま推進方針（抜粋）～

Ⅳ 実現に向けた推進方策—1 広島県の取り組み

(1) イ(ア) 利用しやすい公共施設の整備

- 県有施設を造る際には、ユニバーサルデザインの考え方を基本に、利用者の声を個々の設計に反映させていきます。
- 既存の県有施設については、引き続き未整備部分のバリアフリー化の充実に努めます。

(9) 県産木材利用の推進

【方向性】④ 関連

「広島県県産木材利用促進条例」（平成30年広島県条例第48号）及び「県産木材の利用の促進に関する指針（第2期）」（以下「指針」という。）に基づき、公共建築物の整備等を行う際は、県産木材の利用の促進の観点から、指針第3章3（1）により、原則として木造化や内装等の木質化に取り組みます。また、県産木材を使用した、机、イス、ベンチ、パーテーション等の備品の導入にも努めます。

(※) 公共建築物等への木材利用を促進するために必要な判断基準等については、「広島県公共建築物等木材利用促進方針」及び「同運営要領」による。

～県産木材の利用の促進に関する指針 第3章3（抜粋）～

「(1) 公共施設等における利用促進

ア 公共建築物の木造化

…耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物は、原則として全て木造化を図るものとする。…

イ 公共建築物の内装等の木質化

…高さ・面積の規模に関わらず、…県民の目に触れる機会が多いと考えられるエントランスホールや待合室等を中心に、内装等の木質化を促進する。

ウ その他の木材利用

…県産木材を使用した、机・イス・ベンチ・パーテーション等の備品…の導入に努める。…」

(10) SDGs への貢献

【方向性】④ 関連

2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」は普遍的な目標であり、地方公共団体においても積極的に取り組むことが大切です。

令和3年3月18日付け「広島県ゼロカーボンシティ宣言」を踏まえ、「第5期広島県地球温暖化対策実行計画」において規定されている省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等を進め、「ネット・ゼロカーボン」の実現に向けて取り組む等、SDGsに貢献します。

本方策に基づく他の取組についても、SDGsの関連するゴールの達成への貢献も念頭に置いて検討することとします。



【施設に係る取組の SDGs への貢献の例】

省エネルギー効果が高い設備機器に更新

貢献する SDGs の目標

- ◆ 目標7 [エネルギー]
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する
- ◆ 目標9 [インフラ、産業化、イノベーション]
強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

ユニバーサルデザイン対応のトイレに改修

貢献する SDGs の目標

- ◆ 目標10 [不平等]
国内及び各国家間の不平等を是正する
- ◆ 目標11 [持続可能な都市]
包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する

各目標の詳細は、外務省発行の「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」から引用

5 取組の推進

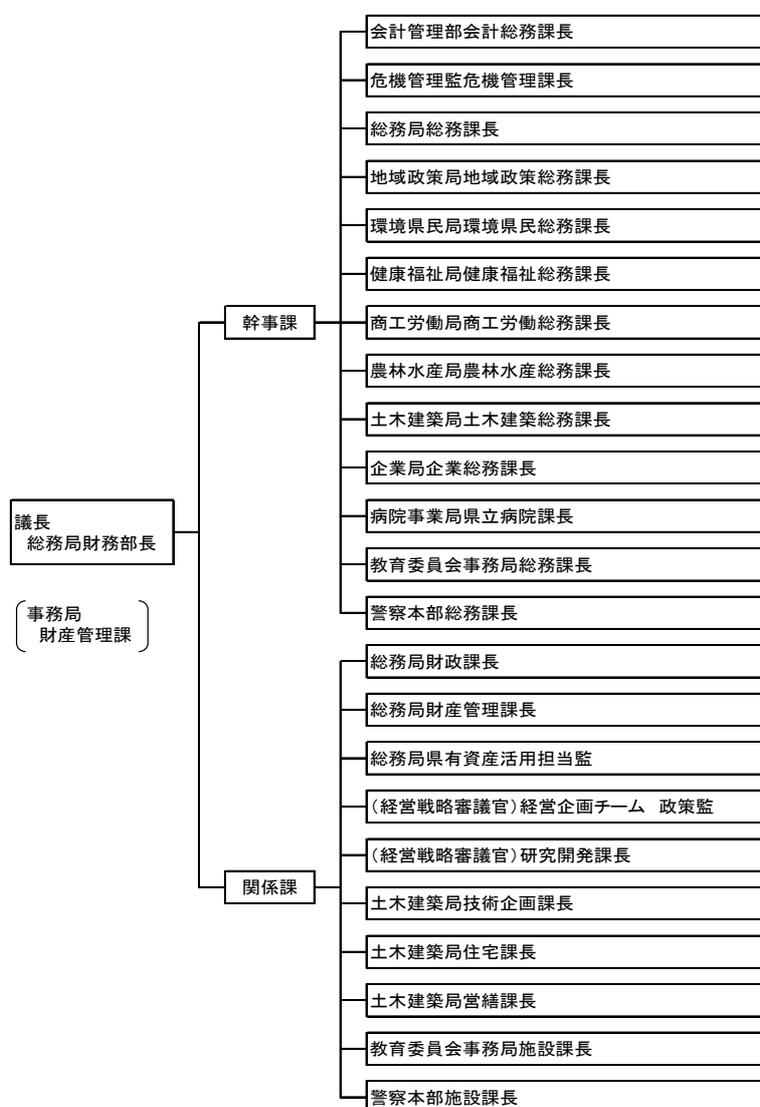
(1) 推進体制

全ての組織や機関が共通認識のもとに施設総量の最適化などの取組を推進するため、総務局財務部長を議長とする、各局の幹事課長及び関係課長による県有施設利活用推進会議（以下「推進会議」という。）を設置し、本方策や個別施設計画の策定に関することなど、部局間の利用調整その他の総合調整を行います。

また、施設類型の個別施設計画の策定に当たっては、推進会議において調整を行い、経営戦略会議に諮ります。

また、定期的に取り組の進捗状況を検証し、適宜、本方策及び個別施設計画の見直しを検討します。

県有施設利活用推進会議構成図（R3.4.1時点）



(2) 個別施設計画の策定

本方策の取組を推進するため、庁舎、警察施設、学校、県営住宅及び職員宿舎については、施設総量の最適化や長寿命化に係る具体的な取組などを定めた個別施設計画を策定の上、取り組めます。

同計画については随時検証し、必要に応じて見直しを行っていきます。

なお、施設類型に属さないその他の施設についても、施設ごとに、現在の利用状況、建物の状態及び今後の必要性等を整理した上で、個別施設計画に当たるものとして、今後 10 年間の維持管理等に係る取組方針を定めて取り組めます。

施設類型	施設内容	計画の名称
庁舎	本庁舎， 地方機関庁舎等	庁舎総合管理方針
警察施設	警察署， 交番・駐在所， その他警察庁舎	警察施設整備方針
学校	高等学校， 特別支援学校	県立学校長寿命化方針
県営住宅	県営住宅	県営住宅再編 5 箇年計画
職員宿舎	職員公舎， 教職員公舎， 警察待機宿舎	
(施設類型に属さない施設)		
その他の施設	ホール， 展示施設， 美術館・博物館， 高等技術専門校等	

また、インフラ施設についても、主要な施設分類ごとに、現状、課題及び特性を踏まえた修繕方針を定め、計画的に施設の安全確保や長寿命化に取り組めます。

(3) 推進のための財源等

土地売却や貸付けによる施設総量の最適化及び維持管理経費の低減を推進し、施設運営に係るトータルコストを抑制していきます。

また、施設・設備の改修や更新等に当たっては、国庫補助金や有利な県債を活用します。

加えて、国庫補助事業や起債制度の適用範囲の緩和や拡大、期間延長など財源の確保に向け、更なる国への働きかけを進めていきます。

(4) 固定資産台帳の活用

固定資産台帳は、「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成 27 年 1 月総務大臣通知）を受けて整備したところであり、毎年度適切に更新

し，施設の維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込みの精緻化や，複数の施設の集約化等具体的な取組における活用を検討していきます。

6 取組の評価

各取組により得られた効果について，推進会議において実績を検証し，取組の改善に活かしていくよう，PDCA サイクルを回しながら効果的な取組を進めます。優良な取組については研修等を利用して庁内での情報共有を図り，他施設での取組への波及を図ります。

第2編 公共建築物（庁舎，警察施設，学校，県営住宅，職員宿舎，その他）

この編では，庁舎，学校，県営住宅などの公共建築物を中心とした施設を対象として，今後の取組方針などについて記載します。

1 現状と課題

（1）耐震化

県民利用施設（福祉施設，医療施設など）及び防災拠点となる施設（庁舎，警察署など）において，耐震性の確認・確保がされていない施設が残っており，これらの早急な耐震化が必要です。

他にも，今後も継続的に利用する施設については，耐震化の検討が必要です。

（2）老朽化

多くの施設で老朽化が進んでおり，今後，大規模改修，施設点検や修繕に必要な維持管理費等の増大が見込まれます。

これらの施設については，利用状況や老朽度などを考慮し，利用見込のない施設については統合を行うなど，引き続き，施設総量の最適化の取組を行う必要があります。また，今後も継続的に利用する施設については，計画的な保全の実施による長寿命化や，施設管理経費の節減による維持管理コストの縮減について一層の取組が必要です。

（3）県有資産の利活用

これまでに利用見込のない資産について積極的に売却を進めた結果，高額での売却が見込める物件は残り少なくなってきており，今後もこのような資産の売却によって歳入を確保していくことは難しい状況です。

このような中で，今後は，資産売却以外にも，資産を取り巻く周辺環境や県民ニーズに適した県有資産の有効な活用策を検討しつつ，歳入確保に取り組む必要があります。

2 今後の取組方針

（1）点検・診断等

施設を適切に維持管理していくため、「施設管理の手引き」及び「施設点検マニュアル」に基づいた日常的な点検・簡易な修繕の実施を進めます。

また、県民が利用する又は立ち入る施設においては、利用者等の視点から作成したチェックリストを用いて安全点検を行い、県民の安全確保、安全対策の向上を図ります。

【主な取組】

- 日常的な点検の実施促進
「施設管理の手引き」及び「施設点検マニュアル」について、随時記載内容を点検し、必要な見直しを行うとともに、これらを基に施設管理者に向けた研修を行うことで、施設管理者が日常的な点検や簡易な修繕を適切に実施できる体制を作ります。
- 施設利用者の視点による点検の促進
県民が利用する又は立ち入る施設においては、「県有施設安全確保ガイドライン」に基づき施設管理者等が策定したチェックリストを用いて、利用者等の視点に立った安全点検を行います。

(2) 維持管理・修繕・更新等

維持管理業務委託を適切かつ効率的に実施するとともに、エネルギー使用等について更なる効率化を図り、維持管理コストの縮減を図ります。

【主な取組】

- 維持管理業務の効率化
標準的な仕様書及び積算基準について、随時記載内容を点検し、必要な見直しを行います。また、施設維持管理業務の委託に当たっては、総合評価一般競争入札の手法を取り入れる等、適切かつ効率的な業務執行を進めます。
- 省エネルギーの推進
施設ごとのエネルギー使用量を分析し、効率の悪い施設については、実地調査や省エネルギー診断を実施します。診断等の結果、改善が必要と認められる点について、機器及び運用面からの改善点を見出し、実施可能な部分から改善を図っていきます。

機器の更新に当たっては、省エネルギーの観点も取り入れ、機種選定などを行います。特に、LED照明はエネルギー効率に優れ長寿命であり、CO2削減にもつながることから、令和12(2030)年の設置率100%に向けて、計画的な導入を検討します。

(3) 安全確保

点検・診断等により、施設の状態を日常的に正確に把握し、危険性が認められた箇所については早急に立入禁止など必要な安全対策を講じます。

【主な取組】

- 点検・診断等により、施設の状態を日常的に正確に把握し、危険性が認められた箇所については早急に立入禁止など必要な安全対策を講じた上で、保全計画を前倒した改修、更新等の対応を検討します。また、当該箇所の利用状況や危険性の度合い等によっては、当該箇所のある建物の用途廃止等も検討します。
- 「県有施設安全確保ガイドライン」に基づき、施設管理者等が策定したチェックリストの安全点検結果等を集計し、必要に応じて、事例を共有する等の取組を行い、安全確保、安全対策の向上を図ります。

(4) 耐震化

耐震性が確保されておらず耐震化が必要な施設について、計画的に耐震化を実施します。

【主な取組】

- 非木造2階以上又は延床面積200㎡超の防災拠点となる施設庁舎、消防本部・消防署の施設については、令和3年度までに耐震化率100%を目指します。
診療施設及び警察本部・警察署等についても、できるだけ早く耐震化率100%を達成できるよう、計画的に耐震化を実施します。
- 職員宿舎
知事部局職員公舎は、耐震診断の結果を踏まえ、利用状況等に応じて、必要なものについて耐震化を実施します。
教職員公舎は、入居率の状況や既存宿舎の有効活用の観点等を踏まえて、耐震化の必要性について検討します。
警察職員宿舎については、突発の事件事故及び災害等に対処するための待機宿舎としての役割を踏まえて、耐震化の必要性について検討します。
- 上記以外の施設
利用状況等に応じて、必要なものについて耐震化を実施します。

(5) 長寿命化

中長期保全計画を策定し、計画的な予防保全を実施することにより、使用年数が概ね 60 年以上となるよう長寿命化を図り、財政負担の平準化を図るよう努めます。

【主な取組】

- 今後も継続的な利用を行う施設について、データベースの利用等により、引き続き、中長期的な保全計画を作成し、計画的な予防保全の実施により、使用年数が概ね 60 年以上となるよう、長寿命化を図ります。

予防保全の実施に当たって、複数の施設において、実施時期が重なる場合は、緊急性や重要性を勘案し、実施時期の調整による平準化を図ります。

(6) 施設総量の最適化

資産のたな卸しの結果において、活用可能資産として抽出した資産を除く資産については、修繕履歴や点検結果のデータなどを基に、随時、利用状況や老朽度などを考慮し、必要性があれば、施設の統合や施設内建物の集約などの検討を行います。これらを行った結果、未利用となった施設・建物については活用可能資産として売却や貸付け等の検討を通して有効活用を図り、施設総量の最適化を図ります。

【主な取組】

○ 施設の統合

各施設・建物の老朽度や耐震性，立地，利用状況などを踏まえ，他施設との統合の可能性を検討します。

検討の結果，統合の可能性が認められた施設については，関係部局での調整を行い，統合の実現を図ります。

○ 同一施設内建物の集約

国の基準や過去の新築時の考え方などから目安となる標準的な執務室等の面積を設定し，施設内でのスペースの調整等を行い，同一敷地内に複数の建物がある場合は集約の可能性を検討します。

集約可能性については，耐震性が確保されている建物を利用し，耐震性が確認できていない建物を廃止する方向で検討します。

○ 施設の廃止

施設の存在意義が薄れているが即時の廃止が難しい施設については，法定耐用年数を目途に廃止できるように利用調整に努めます。

○ 未利用施設の処分

施設の統合や集約の結果，未利用となった建物について，耐震性が確保されていない場合や法定耐用年数を既に経過し老朽化している場合は，維持管理コストの縮減と外壁剥落等による事故の回避を図るため，早急に取壊しを行います。

また，取り壊した後の敷地や，まだ利用可能な施設のうち，活用可能資産であるものは，資産のたな卸しの際に報告し，資産活用の検討を行います。

○ 施設の新設・更新時の検討

新たな行政需要による施設の新設又は著しい施設機能の低下などによる更新が必要となった場合は，立地条件，施設規模，用途などを基に，国や市町所有の施設も含め利用可能な既存の施設への統合や未利用施設の活用を検討します。

既存施設の利用ができない場合は，国や市町所有の施設も含め，更新時期が迫っている他の施設との合築についても検討します。

また，やむを得ず新設を行う場合は，建設コスト，維持管理コストの縮減を図るため，PFIの活用等についても検討します。

3 取組の推進

(1) 職員に対する意識啓発

施設の利活用策の推進を図るためには、職員一人一人の取組が重要であることから、職員の施設の利活用策の必要性に対する認識を高めるため、研修等による意識啓発を図ります。

ア 施設管理研修

施設管理研修を定期的実施し、技術側面等での支援を行うとともに、施設管理担当者の施設の利活用策に対する認識を広げます。

イ 取組事例の紹介

研修その他を通じ、省エネルギーの取組など優良な取組事例を紹介し、各施設の取組を推進します。

ウ 新しい働き方に対応した職場環境

ワークライフバランスの推進に加え、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、テレワークや会議のリモート化などの新しい働き方が社会に急速に広がっており、地方公共団体においても従来の職場環境の見直しが求められています。こうした新しい働き方に対応した職場環境のあり方について職員研修を行い、認識を広げます。

【今後の取組（一例）】
総務省行政管理局（オフィス改革担当）による講演会の開催

(2) 施設情報管理の充実

施設を効率的に管理・活用するためには、施設情報を適切に管理することから、データベースへの登録情報を充実し活用を図ります。

ア データベースの充実

データベースの活用状況を踏まえ、内容の充実を図ります。

イ データベースの活用

中長期保全計画の作成、施設台帳としての活用、その他日常保全業務への活用などを進めていきます。

(3) 国及び市町との連携

所有施設の利活用については、県のみならず国や市町にとっても重要な課題であり、国や市町においても取組が進められていることから、施設の利活用状況や引合い情報などの交換や研修会の合同開催などを実施し、連携を図っていきます。

ア 情報交換

県、国及び市町が保有する未利用施設や引合いなどの情報の交換を行い、連携して効率的な施設の利活用策の検討を行います。

イ 研修の実施

市町職員も対象とした研修会を開催し、県、市町で実施している施設利活用策の事例紹介などにより県全体での施設利活用のレベルアップを図ります。

【主な取組】

- 「広島県における国公有財産の最適利用に関する勉強会」（参加者：中国財務局，県）における情報交換
- 「広島県FM連絡会議」（参加者：県，23市町）^(※)における研修会実施と情報交換

(※) 広島県FM連絡会議とは、広島県内の自治体等のFM関係者が一堂に集い、顔の見える形での情報交換、交流の場を設け、相互の連絡機能の強化を図ることを目的とする会議。年2回開催し、先進自治体の取組等に係る講演会や意見交換を実施している。

第3編 インフラ施設

この編では、道路、河川、ダム、水道などのいわゆるインフラ施設を対象として、今後の取組方針などについて記載します。

1 公共土木施設

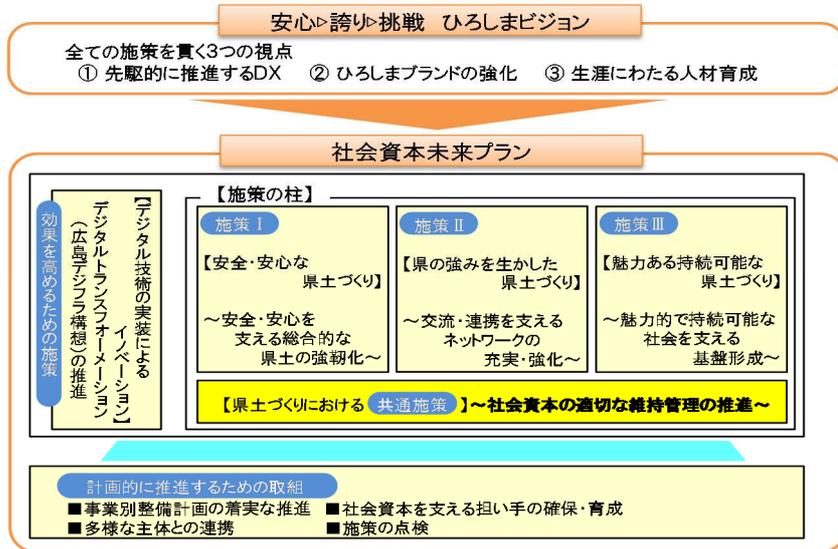
(道路、河川、ダム、砂防、港湾・漁港、海岸、都市公園)

本県では、令和2年10月に策定した県の総合戦略「安心・誇り・挑戦 ひろしまビジョン」が県土の将来像を実現するための分野別計画である「社会資本未来プラン」において、「社会資本の適切な維持管理の推進」を共通施策として位置付けています。

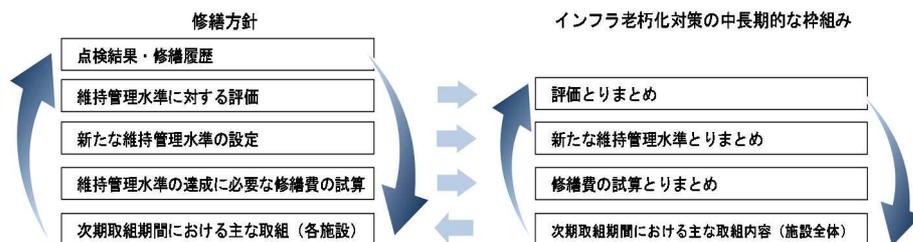
この共通施策を具体化するための関連計画として、「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」を令和3年3月に策定しております。

県が管理する公共土木施設（以下「土木インフラ」という。）には、施設点検、健全度の判定、最適な修繕時期の選定や施設の修繕を行うことにより、土木インフラの効果的・効率的な維持管理を行うアセットマネジメントを導入しています。また、施設分類毎に維持管理手法を定め、維持管理水準の設定を行い、その水準の達成に必要な修繕費の中長期的な試算を示した「修繕方針」を策定しています。

「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」は、施設分類毎に策定した修繕方針をとりまとめ、修繕費の見通しや老朽化対策における令和3年度から令和7年度までの5か年の取組を示しています。



【施策の体系図】



【修繕方針と中長期的な枠組みの関係図】

(1) 現状

ア 既存土木インフラの老朽化の進行

本県が管理する土木インフラの多くは高度経済成長期に集中的に整備されており、今後、老朽化する土木インフラの数は加速度的に増加する見込みです。令和2年度時点で、建設後50年を経過する施設の割合は、橋梁は約5割、砂防堰堤は約7割となっています。20年後には、この割合が、橋梁は約8割、砂防堰堤は約9割になる見込みです。

イ 頻発する集中豪雨などによる甚大な被害の発生

近年では、平成30年7月豪雨など、日本各地で毎年のように大規模な河川の氾濫や土石流が同時多発的に生じる大災害が発生しています。このような状況の中で、これまでに整備した河川や砂防堰堤等において被害を防止・軽減する一定の効果を発揮した一方、土石流が砂防堰堤を乗り越えるなど設計上前提としている水準を上回った箇所がありました。

ウ 人口減少、少子化・高齢化の進行による担い手不足

本県の総人口は、平成27年の約284万人から、令和12年には約269万人（▲15万人）、さらに、令和22年には約252万人（▲約32万人）に減少すると推計され、20年後の高齢化率は34%まで増大する見込みです。建設分野においては、他分野に比べ、60歳以上の就労者数の割合が高くなっており、土木インフラを維持管理する上で必要となる担い手不足が顕在化しています。

エ デジタル技術の進展

近年、社会システム全般に影響を及ぼすAI/IoT、ロボティクスといったデジタル技術が急速に進展しています。これらの進展するデジタル技術とデータを活用し、新たなサービスやビジネスモデルを実現する動きが社会全体で進んでいます。

(2) 課題

ア 既存土木インフラの老朽化の進行

老朽化するインフラの増加により、土木インフラの機能を維持するために必要な施設点検や修繕に係る労力や費用の更なる増大が見込まれます。

イ 頻発する集中豪雨などによる甚大な被害の発生

激甚化・頻発化する異常気象等による大規模災害時にも県民の安全・安心

を確保するためには、土木インフラの日常点検、定期点検などにより健全度を把握するとともに、大規模災害時においても土木インフラの機能が十分に発揮されるよう、適切な状態を保つ必要があります。

ウ 人口減少、少子化・高齢化の進行による担い手不足

建設分野の担い手不足は、土木インフラの点検や修繕といった維持管理にも影響を及ぼし、施設の維持管理水準や県民サービスの低下に繋がります。

将来的には、少子化・高齢化による社会構造の変化等により、土木インフラに求められる役割や機能が変化していくことから、要求される機能・サービス水準に応じて土木インフラの集約・再編を検討していく必要があります。

エ デジタル技術の進展

土木インフラ老朽化の進行や担い手不足などの課題の解決に向け、従来の維持管理手法から転換し、進展するデジタル技術を最大限に活用する必要があります。

(3) これまでの取組

平成 26 年 9 月に策定した「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」（以下「前枠組み」という。）では、主要な 25 施設分類の修繕方針をとりまとめ、平成 26 年度から 7 年間の取組の方向性を示しました。土木インフラの機能を適切に維持管理するため、施設分類毎に維持管理水準の設定を行い、維持管理水準を達成するために必要となる 60 年間の修繕費の試算を行いました。

ア 維持管理水準の設定

主要な施設分類の維持管理水準については次のとおりです。

施設分類 (維持管理手法) ^{※1}	維持管理水準
橋梁 (予防保全)	概ね 10 年間で健全度 ^{※2} 2以下の箇所を全て修繕する。 (令和元年度末時点で健全度3以上の施設数の割合が 92%)
トンネル (事後保全)	5年間で健全度2以下の施設をすべて修繕する。
堤防・護岸 (事後保全)	健全度3を下回らないように修繕を目指す。
河道浚渫 (事後保全)	健全度3以下の施設の修繕を目指す。災害を未然に防ぐ観点から重要箇所については、健全度4であっても修繕を目指す。
砂防堰堤 (事後保全)	5年以内に健全度1の箇所を全て修繕し、その後は経年変化により増加する健全度1の施設等の修繕を行う。

【維持管理水準の設定(前枠組み)】

※1 維持管理手法の分類については次のとおり。

予防保全型：機能低下の進行が把握できる施設に適用しており、適切な補修工法・時期を選択し、機能維持・回復を図る。

事後保全型：機能低下の進行の把握が難しく、急激に機能低下して機能不全に陥る施設に適用しており、機能不全に陥る前に適切な補修工法を選択し、機能維持・回復を図る。

※2 施設の健全度は、5段階に区分しており、健全度3以下の施設を修繕対象施設と設定した。

健全度1：緊急的な対策の実施が必要

健全度2：速やかに対策が必要

健全度3：劣化や変状が進行しており、機能低下を起ささないよう対策が必要

健全度4：施設の機能低下は無く、経過観察を行う

健全度5：劣化・変状がほとんどなく施設の機能に問題がない

イ 維持管理水準に対する評価

令和2年度時点で維持管理水準を達成している施設は11種類となっています。残る14種類については、平成30年7月豪雨災害の被災箇所の対応を最優先で行ったこと、排水機場などでは機能低下の進行予測が困難な設備もあり突発的な修繕が必要となったことなどにより未達成となっています。

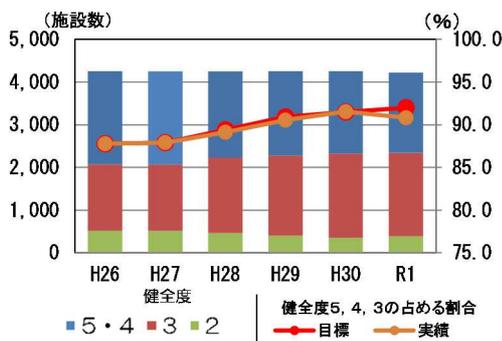
<道路事業>

維持管理水準（目標）

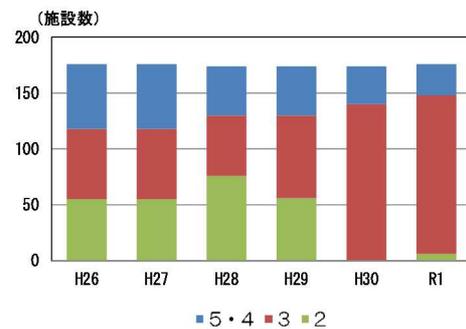
- ・橋梁：10年間で健全度1，2の施設を全て修繕する。
(令和元年度時点での健全度3以上の施設数の割合が92%)
- ・トンネル：5年間で健全度1，2の施設を全て修繕する。
- ・舗装：健全度2以下の施設を優先的に修繕する。

達成状況

- ・橋梁：令和元年度時点で健全度3以上の施設数の割合が90.8%となり、維持管理水準は未達成であるものの、健全度2の施設数は減少しています。
- ・トンネル：平成30年度時点で健全度1，2の施設の修繕をすべて完了し、維持管理水準を達成しています。
- ・舗装：管理分類Bの道路のうち、健全度1，2が占める割合は、平成26年度時点の10.6%から令和元年度では7.1%となり、維持管理水準を達成しています。



【橋梁 健全度の推移】



【トンネル 健全度の推移】

<河川事業>

維持管理水準（目標）

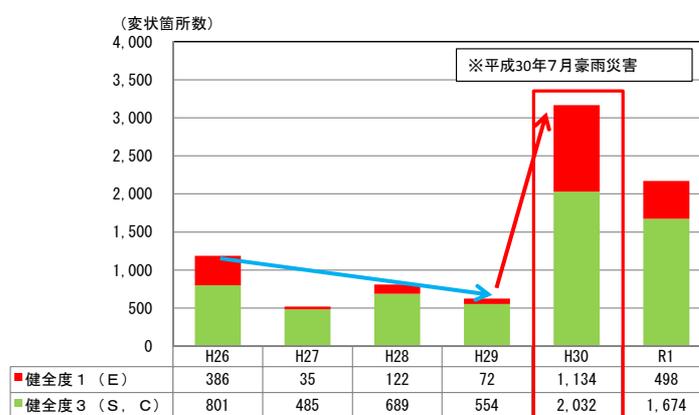
健全度3を下回らないように施設の修繕を実施する。

達成状況

・堤防・護岸／河道浚渫：

平成29年度までは変状箇所数が減少していますが、平成30年度7月豪雨以降は修繕対象箇所数が大幅に増加しており、維持管理水準は未達成となっています。

・排水機場： 突発的な故障が多く発生し、故障に伴う緊急的な対応を優先して行う必要があったため、修繕対象箇所数の縮減に至らず、維持管理水準は未達成となっています。



【堤防・護岸・河道浚渫 変状箇所数】

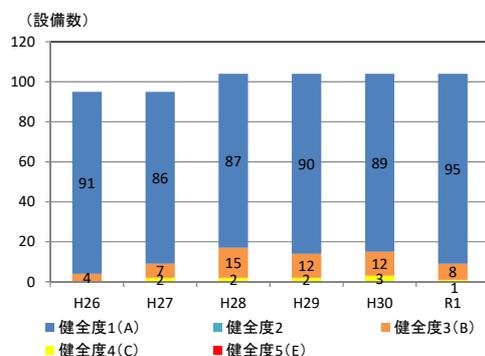
<ダム事業>

維持管理水準（目標）

健全度1, 2の施設のうち、ダム機能に支障を及ぼす設備については、速やかに修繕を実施する。

達成状況

令和2年度時点で健全度1の設備の全ての修繕を完了し、さらに、健全度2の設備数も減少しており、維持管理水準を達成しています。



【ダム設備 健全度の推移】

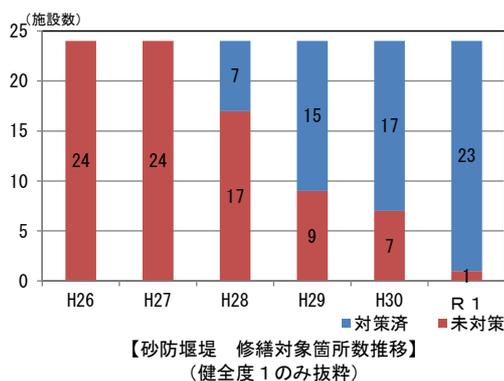
<砂防事業>

維持管理水準（目標）

平成 26 年度までの点検において健全度 1 と判定した施設を 5 年以内にすべて修繕する。

達成状況

令和元年度時点において、1 施設の修繕が未完了となっているものの、維持管理水準を概ね達成しています。



<港湾事業>

維持管理水準（目標）

- ・係留施設，外郭施設：
健全度 2，3 の施設については，予防保全あるいは施設の監視を行い，健全度 1 の施設については，大規模修繕を実施する事後的な修繕を行う。
- ・臨港道路，橋梁：健全度 3 を下回らないよう修繕を実施する。

達成状況

- ・係留施設，外郭施設，臨港道路，橋梁：

令和 2 年度時点で，集中的に予算の投資を行うなど，計画的な対策により緊急性の高い施設については修繕を完了しましたが，健全度 1，2 のすべての施設の修繕には至っておらず，維持管理水準は未達成となっています。

<海岸事業>

維持管理水準（目標）

- ・海岸保全施設：
健全度 2，3 の施設については，予防保全あるいは施設の監視を行い，健全度 1 の施設は，大規模修繕対策を実施する事後的な修繕を行う。
- ・防潮水門・排水機場及び防潮扉：
健全度 3 を下回らないよう施設の修繕を行う。

達成状況

- ・海岸保全施設，防潮水門・排水機場及び防潮扉：

令和 2 年度時点で，集中的に予算の投資を行うなど，計画的な対策に

より緊急性の高い施設については修繕を完了しましたが、健全度1，2のすべての施設の修繕には至っておらず、維持管理水準は未達成となっています。

<公園事業>

維持管理水準（目標）

健全度1，2と判定した施設について優先的に修繕を行うこととし、その後は、健全度1，2とならないよう修繕や設備の交換を行います。

達成状況

- ・電気機械設備

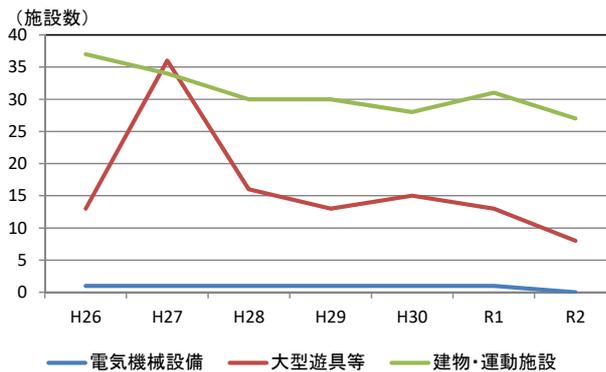
健全度1，2の施設の修繕をすべて完了し、維持管理水準を達成しております。

- ・大型遊具等

門扉などの維持管理水準は未達成となっています。

- ・建物・運動施設

機械室・倉庫などの維持管理水準は未達成となっています。



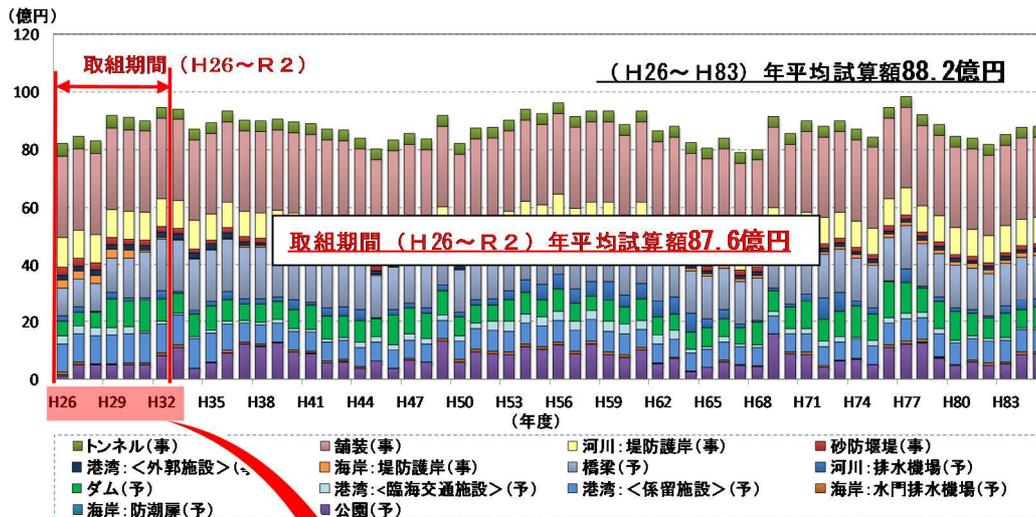
【健全度1, 2の施設数の推移】

ウ 修繕費の推移

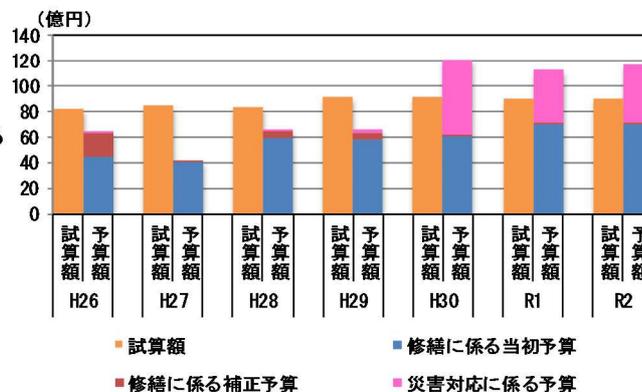
平成26年度にとりまとめた試算では、主要な25施設分類の修繕費は年平均88.2億円となっており、取組期間である平成26年度から令和2年度までの年平均は87.6億円となっています。

これに比べて、平成26年度から令和2年度までの当初予算及び補正予算額は年平均84.2億円となっており、そのうち河道浚渫や護岸等修繕などの災害対応に係る予算を除いた金額は62.2億円となっています。

令和2年度時点では、年平均試算額の87.6億円には至っていないものの、7年間で着実に修繕費を拡大してきており、引き続き必要な修繕費の確保に向けた取組が必要です。



- ・ 取組期間 (H26~R2) における年平均予算額は、**84.2億円**
- ・ 災害対応に係る予算を除いた年平均予算額は、**62.2億円**



【修繕費の試算額と予算額】

(4) 今後の取組方針

ア 点検・診断等

施設点検については、日常的なパトロールや巡視を行う日常点検，定期的に施設の健全度を把握する定期点検，異常気象や地震時に行う緊急点検など，マニュアル等に定められた頻度・方法で行い，施設の劣化状況などを把握し，適切な維持管理を行います。

また，これまでの点検・診断手法に加え，ドローン等を活用した施設点検等の効率化を推進します。

さらに，定点カメラやドローン・車載カメラなどから取得する画像データの解析や，赤外線・サーモグラフィなどのセンサーデータの蓄積・分析により，インフラの劣化予測精度を向上させ，最適な時期に最適な工法で修繕していく「予測保全」を導入するなど，維持管理の高度化にも取り組んでいきます。

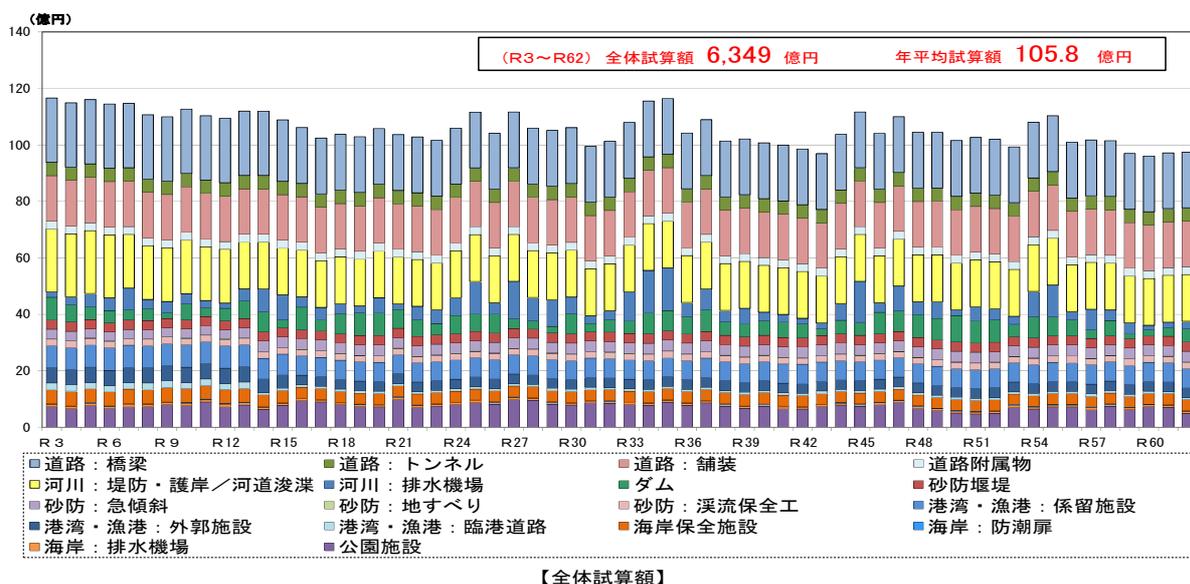
今後は、この予測保全の導入に向けて、対象となる施設を選定し、センサーや計測機器を段階的に設置するとともに、データの蓄積・分析を進めていきます。

イ 維持管理・更新等

老朽化対策における今後5年間の取組方針を示した施設分類毎の「修繕方針」や、それらを取りまとめた「インフラ老朽化対策の中長期的な枠組み」などにに基づき、より効果的・効率的な維持管理を推進します。

これらの修繕方針及び枠組みにおいては、平成26年度からの7年間の取組成果のフォローアップを行い、施設分類毎の維持管理水準を再設定し、今後60年間で必要となる修繕費を再試算しています。全体試算額は、60年間の総額で6,349億円、年平均で105.8億円となります。

今後必要となる修繕費を確保していくためには、修繕方針を策定する対象施設を拡大し、目標とする維持管理水準と必要な修繕費の見通しを具体的に示していくことが重要であると考えています。このことから、取組期間である令和7年度までに、現在の36施設分類から44施設分類に修繕方針の策定数を拡大していきます。



ウ 安全確保

アの点検・診断等の結果に基づき、緊急性や重要度等を総合的に勘案し、対策の必要性の高いものから優先的に措置を講じます。

エ 耐震化

施設毎に必要な耐震化を実施しており、引き続き、老朽化対策と併せた耐震化を進めるなど、より効果的な取組を推進します。

このうち、道路事業においては、大規模地震時においても物資の輸送・救命活動が迅速に行えるよう、緊急輸送道路上の橋梁について、耐震化を計画的に推進します。

オ 長寿命化

土木インフラの長寿命化に資する技術を民間企業等から募集・登録する「広島県長寿命化技術活用制度」を平成 26 年度に創設し、ライフサイクルコストの縮減に取り組んでいます。長寿命化技術活用制度は、点検・診断の効率化技術、建設時に長寿命化を図る技術、既存インフラの長寿命化を図る技術などが登録されています。登録技術には、土木インフラ老朽化対策のほか、除草など日常的な維持管理コストを縮減できる構造等もあり、これらの登録技術を積極的に活用します。

カ 統合・廃止

将来的には、少子化・高齢化による社会構造の変化等により、土木インフラに求められる役割や機能が変化していくことから、要求される機能・サービス水準に応じて土木インフラの集約・再編を検討します。

例えば、施設数が全国トップクラスである海岸施設の防潮扉（水門・陸閘）では、利用状況等を精査し、施設の廃止や統廃合を行うことで、維持管理コストの縮減や、高潮・津波発生時の速やかな閉鎖を可能とします。

キ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

土木インフラを適切に維持管理し、県民に地域格差なく同水準のサービスを提供し続けるためには、国・県・市町の管理者の枠を超え、連携した取組を推進していくとともに、土木インフラと関係性の高い民間企業等とも連携し、より効果的・効率的な維持管理を推進していきます。

また、今後デジタル技術を活用した取組を推進していくうえで必要となる、様々な主体が保有する土木インフラデータの連携を進めていきます。

○ 市町との連携

地域にある様々なインフラには、県が管理する河川と市町が管理するその支川や、県道と市町道など、地域内で連続・密接する土木インフラも多く、これらの土木インフラの維持管理等について、土木技術職員を県・市町共同で確保・育成する仕組みづくりなど、県と市町の連携強化を進めていきます。

また、土木インフラを適切に維持管理していくためには、市町を含めた発注者の技術力を高めることも重要となることから、県・市町職員の経験に応

じた効果的な研修や現場講習会等の実施，技術的な連携などにも取り組みます。

○ 国との連携

道路や河川など分野別のメンテナンス会議等を通じて，それぞれの機関における課題の把握・共有や連携体制の検討など，国・県の連携に向けた取組を推進します。

○ 民間企業等との連携

地域交通を担うバス事業者や，ライフラインを担う電気・通信事業者などの民間企業等と連携し，車載カメラやドローン，センサーデータなどを活用した変状箇所早期発見や施設点検の実施などの取組を推進します。

○ 様々な主体との連携

県が保有するデータと国・市町・民間企業など様々な主体が保有するデータを一元化し，土木インフラの維持管理に有効なデータを関係者で共有します。

2 交通安全施設

(1) 現状

信号機については，耐用年数(19年)を超過した信号制御機が全体の約29%を占めているほか，信号柱や信号灯器についても，設置から相当期間経過しているものが散見され，保守点検等の結果，腐食等により更新が必要と判断されるものが生じています。

また，道路標識及び道路標示についても，信号機同様，保守点検等の結果，腐食や摩耗等により更新が必要と判断されたものが散見されています。

こうした状況を受け，耐用年数や保守点検等の結果を踏まえた計画的な更新・修繕の実施や総量の適正化に取り組んできました。

(2) 課題

老朽化の進行による安全性及び交通規制効果の低下が懸念され，今後は，これらに対応するための修繕・更新費用等の増加が課題となっています。

(3) 今後の取組方針

ア 点検・診断等

日常点検や委託業者による点検を継続実施し、点検結果から劣化状況と更新・修繕が必要な箇所を洗い出します。

イ 維持管理・更新等

アの保守点検等の結果や「警察庁インフラ長寿命化計画」等を踏まえて、計画的かつ効率的な維持管理及び更新を実施します。

ウ 安全確保

アの保守点検等の結果に基づき、緊急性や重要度等を総合的に勘案し、対策の必要性の高いものから優先的に措置を講じます。

エ 長寿命化

「警察庁インフラ長寿命化計画」等を踏まえてメンテナンスサイクルを構築し、計画的な維持修繕等を行うことで長寿命化を図り、維持管理費用の縮減や予算の平準化に努めます。

オ 統合・廃止

交通の安全と円滑に十分配慮しつつ、現場の交通実態を分析するなどして合理性の点検を行い、必要性の低下した交通安全施設等の撤去又は移設、設置自体に合理性が認められるものについても設置方法の効率化を検討します。

カ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

維持管理・更新等に係る専門的な技能又は知識を有する職員を計画的に育成するとともに、担当業務の見直しや業務の合理化等により、維持管理・更新等の業務体制の充実を図ります。

3 農林インフラ施設（農地海岸，農地地すべり指定区域，治山施設，林道施設）

(1) 現状

ア 農地海岸・農地地すべり指定区域

本県が所有する農林インフラ施設のうち農地海岸（堤防・護岸）については建設から40年以上経過した施設が約70%、農地地すべり防止施設については建設から20年以上が経過した施設のある区域が約16%あります。

特に、農地海岸については1950年以前に建設した施設が38箇所あり、老朽

化の進行が懸念されています。

こうした状況を受け、本県では、令和2年度までに長寿命化計画等を策定し、破損等の変状や経年劣化等の把握に取り組んできました。

イ 治山施設

本県の治山事業は、森林整備保全事業計画（令和元～5年度）に基づき、県土の保全、水源のかん養、生活環境の保全等の森林のもつ公益的機能の確保が特に必要な保安林等において、治山施設の設置や機能の低下した森林の整備を目的に実施しています。

本県が管理している治山施設は令和3年度現在、約16,600基あり、設置から50年以上経過している施設も存在し、老朽化が進行しています。老朽化の対策から、施設の劣化・損傷等の早期発見のため、目視による巡視点検及び周辺状況の定期点検を行っています。また、地震・台風・集中豪雨などの大規模災害が発生した際は、早急な災害対応のため、施設及び被災状況の調査に各市町と連携して取り組んできました。

ウ 林道施設

加谷線の橋梁（1基）については、昭和33年に建設され40年以上が経過し、老朽化が進行しています。

こうした状況を受け、本県では、平成28年度に「林道施設個別施設計画（橋梁）」を策定し、5年毎に定期点検に取り組んできました。

（2）課題

ア 農地海岸・農地地すべり指定区域

老朽化の進行による安全性の低下や、大規模化・激甚化する自然災害発生への懸念があり、今後は、これらに対応するための修繕・更新費用等の増加が課題となっています。

さらに、施設の管理等を行う上で必要な技術を習熟した人員が必要ですが、その体制不足が課題となっています。

イ 治山施設

本県は県土面積の約7割を森林が占めており、急峻な地形や脆弱なマサ土地質に加え、近年の異常気象から、大規模な山地災害のリスクが高い地域です。

また、多くの人命やライフラインを守る治山施設の老朽化が進み、水源涵養や土砂災害防止等の保安林機能の効果が十分に発揮できなくなることが課題となっています。

ウ 林道施設

老朽化の進行による安全性の確保が課題となっています。

(3) 今後の取組方針

ア 農地海岸・農地地すべり指定区域

(ア) 点検・診断等

令和2年度に策定した長寿命化計画書等の方針を基に、日常点検を年1回程度実施し、点検結果から劣化状況と修繕・補修が必要な箇所を洗い出します。

(イ) 維持管理・更新等

農地海岸については「海岸保全施設長寿命化計画書（長寿命化（老朽化）対策の実施 護岸編）等」、地すべり防止施設については「個別施設計画」を令和2年度に策定しており、これに基づき、計画的かつ効率的な維持修繕及び更新を実施していきます。

(ウ) 安全確保

(ア)の点検結果及び長寿命化計画等に基づき、緊急性や重要度等を総合的に勘案し、対策の必要性の高いものから優先的に措置を講じます。

(エ) 長寿命化

長寿命化計画等を踏まえて、計画的な改修等を行うことで長寿命化を図り、維持管理費用の縮減や予算の平準化に努めます。

(オ) 統合・廃止

今後、保全対象がなくなった場合等、必要に応じて規模の縮小や廃止を検討します。

(カ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

通常点検を継続的に実施することで、点検・診断等に習熟した人材の育成を図るとともに、必要に応じて研修を行うことで、保全業務等に精通した人材の育成を図ります。

イ 治山施設

(ア) 点検・診断等

令和3年3月に「広島県治山施設個別施設計画」を策定し、対象となる治山施設約9,800基に対して、メンテナンスサイクルを確立しながら、計画的に老朽化対策を実施します。

対策を講じることで、施設の維持修繕に係るトータルコストを抑え、長寿命化を図り、治山施設の機能が発揮されることで、山地災害を未然に防止し、県民生活の安心・安全を確保していきます。

(イ) 維持管理・更新等

(ア)の「広島県治山施設個別施設計画」に基づき、点検・診断を実施し、緊急性や重要度等を総合的に勘案し、対策の必要性の高いものから優先的に措置を講じます。

(ウ) 安全確保

(ア)の「広島県治山施設個別施設計画」に基づき、点検・診断を実施し、緊急性や重要度等を総合的に勘案し、対策の必要性の高いものから優先的に措置を講じます。

(エ) 耐震化

堤高が15m以上の堰堤、または保全対象に甚大な影響を及ぼす恐れがある場合は、地震動を考慮した安定性を確保した上で設計されています。

(オ) 長寿命化

(ア)の「広島県治山施設個別施設計画」に基づき、メンテナンスサイクルを確立しながら計画的に老朽化対策に取り組むことにより、維持管理費用の縮減を図り、修繕が容易かつ確実に実施できる工法を検討します。

(カ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

各農林事務所の担当課及び県内23市町の治山事業を担当する部署において、施設の劣化・損傷等の情報共有を図り、必要であれば現地での点検・周辺状況の調査を行う体制を構築しており、今後も継続します。

ウ 林道施設

(ア) 点検・診断等

平成28年度に策定した「林道施設個別施設計画（橋梁）」により、5年毎に定期点検を行います。

(イ) 維持管理・更新等

林道施設個別施設計画（橋梁）に基づき、定期点検を行い、修繕・補修等の必要な対策措置を講じます。

(ウ) 安全確保

(ア)の点検・診断等の結果に基づき、修繕・補修等の必要な対策措置を講じます。

(エ) 長寿命化

修繕・補修等を行うことで長寿命化を図り、維持管理費用の縮減に努めます。

(オ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

県営林担当職員内で過去の点検結果の情報共有を図り、定期点検や老朽化対策の対応ができる体制を構築しており、今後も継続します。

4 自然公園

(1) 現状

自然公園等施設については、約 14%が建設から 40 年以上が経過し、老朽化が進行しています。

自然景観の維持を図るとともに、県民が自然とふれあう機会を増進するため、自然公園等施設の安全点検や施設改修等を実施しています。

- 国立・国定・県立自然公園内の県有施設や野外レクリエーション施設の老朽化した施設の機能維持のための修繕や突発的な破損・故障への緊急的な修繕
- 指定管理者制度導入施設における施設改修及び管理

(2) 課題

老朽化の進行による安全性の低下や、大規模化・激甚化する自然災害発生への懸念があり、今後は、これらに対応するための修繕・更新費用等の増加が課題となっています。

(3) 今後の取組方針

ア 点検・診断等

平成 29 年度に策定した「県有施設安全確保ガイドライン」等の方針の下、「自然公園内の県有施設の点検マニュアル」等を活用し、年間 2 回程度を点検し、点検結果から劣化状況と修繕・補修が必要な箇所を洗い出します。

イ 維持管理・更新等

環境省の示す「自然公園等施設長寿化計画策定方針」を踏まえてメンテナンスサイクルを勘案し、計画的な維持修繕等を実施していきます。

ウ 安全確保

アの点検・診断等の結果に基づき、緊急性重要度等を総合的に勘案し、対策の必要性の高いものから優先的に措置を講じます。

エ 長寿命化

環境省の示す「自然公園等施設長寿化計画策定方針」を踏まえてメンテナンスサイクルを勘案し、計画的な維持修繕等を行うことで長寿命化を図り、維持管理費用の縮減や予算の平準化に努めます。

才 統合・廃止

今後、必要に応じて規模の縮小等を検討します。

5 上下水道施設（工業用水道・水道用水供給水道，流域下水道）

（1）現状

ア 工業用水道・水道用水供給水道

本県が所有する工業用水道・水道用水供給水道施設は，昭和 40 年代に集中的に建設しており，今後，一斉に更新時期を迎えるため，更新費用の大幅な増加が見込まれています。

特に，法定耐用年数である 40 年を経過した管路の割合は，総延長 155km の工業用水道の管路で 47%，総延長 345km の水道用水供給水道の管路で 61% となっており，その割合も年々高くなっているなど，老朽化が顕著となっています。

こうした状況を受け，本県では平成 24 年度に「県営水道アセットマネジメントガイドライン」を策定，平成 29 年度に「アセットマネジメント運用マニュアル」を整備し，効率的な点検，診断等を実施しています。

また，老朽化の度合いを目視で確認できない管路については，建設年度や埋設環境等を考慮した「管路更新計画」を平成 28 年度に策定し，計画的に更新を実施しています。

イ 流域下水道

本県が所有する流域下水道施設のうち，処理場及びポンプ場には，供用開始から 36 年が経過するものもあり，特に，施設内の機械・電気設備には，法定耐用年数を経過しているものも増えています。

また，総延長 112km の管路は，法定耐用年数である 50 年は経過していないものの，一部の区間で腐食劣化が見られるなど，老朽化が進んでいます。

こうした状況を受け，本県では，平成 29 年度に策定した「流域下水道ストックマネジメント計画」に基づき，リスク評価を踏まえた施設管理の目標を設定した上で，劣化状況を把握し，計画的に更新を実施しています。

（2）課題

ア 工業用水道・水道用水供給水道

施設等の老朽化による安全性の低下に加え，平成 30 年 7 月の豪雨の際には，管路へ土砂が流入したり，水道施設が浸水するなど，管路や施設・設備が被災したことから，現在，強靱化対策事業を実施しています。

今後、自然災害は大規模化・激甚化することが懸念されており、これらに対応するための修繕・更新費用等の増加が課題となっています。

更に、機械・電気設備の運営・維持管理については、技術やノウハウなどの継承が必要ですが、経験豊富な職員の大量退職が見込まれていることから、技術者不足と技術力継承が課題となっています。

イ 流域下水道

本県における流域下水道事業においては、老朽化した機械・電気設備等の更新費用が増加する見込みであるため、適切かつ効率的な改築更新を行う必要があります。

また、今後の人口減少等による水需要の減少に伴い、流域下水道施設の施設利用率が更に低下することが見込まれており、施設の適正規模を考慮した更新が必要となっています。

(3) 今後の取組方針

ア 工業用水道・水道用水供給水道

(ア) 点検・診断等

平成 24 年度に策定した「県営水道アセットマネジメントガイドライン」及び、平成 29 年度に整備した「アセットマネジメント運用マニュアル」に基づき、定期的に構造物や施設の点検を行い、点検結果から、修繕・更新が必要な箇所を洗い出します。

(イ) 維持管理・更新等

(ア) の点検・診断等の結果に基づき、緊急度や重要度等を総合的に勘案し、対策の必要性の高いものから優先的に修繕・更新を実施します。

また、老朽化の度合いを目視で確認することが困難な管路については、平成 28 年度に策定した「管路更新計画」に基づき、建設年度や埋設環境、事故歴などを踏まえて優先度を評価し、計画的な更新を実施しているところです。

現在、県内水道事業の統合に向けて企業団設立準備を行っていますが、令和 5 年 4 月の運営開始に向けて事業計画を策定中であり、策定後にはこの事業計画に基づき、令和 5 年度から集中投資を行い、加速的に管路更新を推進していきます。

(ウ) 安全確保

(ア) の点検・診断等の結果に基づき、断水事故が起きないように、緊急度や重要度等を総合的に勘案し、対策の必要性の高いものから優先的に修繕・更新を実施します。

また、平成 20 年度に策定した「送水のあり方基本計画」と令和 2 年度に

策定した「広島県水道広域連携推進方針」に基づき、災害・事故等に強い供給体制の構築を図っていきます。

(工) 耐震化

平成 13 年度に策定した「広島県営水道施設耐震化基本計画」に基づき整備を実施した結果、管路を除く水道施設の耐震化は完了しております。

管路については、敷設延長が長く、長期的な取組が必要となることから、更新に併せて耐震管を敷設することにより、耐震化率の向上を図っていきます。

(才) 長寿命化

(ア) の点検・診断等の結果に基づき、計画的な維持・修繕及び更新等を実施することで、構造物等の長寿命化を図り、維持管理費用や更新費用の縮減に努めます。

(力) 統合・廃止

人口減少等による水需要の減少を見据え、令和 2 年度策定の「広島県水道広域連携推進方針」に基づき、将来における必要水量や施設、管路の状況を勘案し、必要に応じて施設のダウンサイジングや再編整備を実施することで、施設の最適化を行っていきます。

(キ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

毎年度策定している「広島県上下水道人材育成推進プラン」に基づき、技術職員の研修を計画的に実施しており、引き続き、技術継承等を目標に実施していきます。

また、公民連携による水道施設の一体的な管理運営を実施するため、公民共同企業体を設置し、指定管理者制度を導入してきたところであり、引き続き、民間の経営手法を活用して、業務見直し、AI 活用、内製化によるコスト縮減を図っていきます。

更に、「広島県水道広域連携推進方針」に基づき、施設整備や維持管理などの全体最適による事業全般の効率化を図っていきます。

イ 流域下水道

(ア) 点検・診断等

平成 29 年度に策定した「流域下水道ストックマネジメント計画」により調査頻度や方法などを定めており、必要な点検、診断を行うことで劣化状況を把握します。

(イ) 維持管理・更新等

(ア) の点検・診断等の結果と「流域下水道ストックマネジメント計画」に定める施設、管路ごとの更新目標を勘案し、健全度が低下した施設等の更新を行っていきます。

(ウ) 安全確保

処理が停止することがないように、機械・電気設備等において、「流域下水道ストックマネジメント計画」に基づく健全度評価等を行った上で、早期対策の必要なものから優先的に更新を実施します。

(工) 耐震化

平成 30 年度に策定した「広島県流域下水道総合地震対策計画」に基づき、施設の改築を実施しています。特に有人監視を行っている管理棟や下水処理において代替が利かない基幹施設（揚水施設、消毒施設）等は、優先して対策を進めていきます。

(才) 長寿命化

「流域下水道ストックマネジメント計画」に基づく健全度評価を行ったうえで、施設ごとに長寿命化対策を検討し、施設の更新を実施することとしています。

また、腐食の進んだ管路施設については、耐久性の確認後、管路更正工法による長寿命化を図っていきます。

(力) 統合・廃止

令和 2 年度に策定した「広島県下水道事業広域化・共同化計画」に基づき、今後の水需要の減少や施設の老朽化などに伴う経営環境の悪化を見据え、全体最適の観点から、市町の処理区を流域下水道施設へ接続するなど、行政区域を超えた汚水処理施設の統合を進めていきます。

(キ) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

毎年度策定している「広島県上下水道人材育成推進プラン」に基づき、技術職員の研修を計画的に実施しており、引き続き、技術継承等を目標に実施していきます。

また、「広島県下水道事業広域化・共同化計画」に基づき、広域的な観点から、更なる施設の広域化や維持管理の共同化などに取り組むことにより、持続可能な事業運営の確保に取り組んでいきます。